

宮城県公報

令和7年12月24日(水)
号外第44号

目次

条例

- 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(同)
- 職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(同)
- 手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(教育庁教職員課)
- 文化財保護条例の一部を改正する条例(教育庁文化財課)
- 宮城県県税条例等の一部を改正する条例(税務課)
- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例(子育て社会推進課)
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)
- 簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例(都市環境課)
- 建築基準条例の一部を改正する条例(建築宅地課)

次の条例をここに公布する。

令和7年12月24日

宮城県知事 村井嘉浩

- 宮城県条例第 65 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 66 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 67 号 職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 68 号 手数料条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 69 号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 70 号 文化財保護条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 71 号 宮城県県税条例等の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 72 号 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 73 号 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 74 号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 75 号 簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 宮城県条例第 76 号 建築基準条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和26年宮城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により期末手当の額を算出する場合において、 期末手当基礎額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額 の合計額にその額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に 100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に 乗ずる割合は、<u>100分の177.5</u>とする。</p>	<p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により期末手当の額を算出する場合において、 期末手当基礎額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額 の合計額にその額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に 100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に 乗ずる割合は、<u>100分の172.5</u>とする。</p>

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

第4条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定により期末手当の額を算出する場合において、
期末手当基礎額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額
の合計額にその額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に
100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に
乗ずる割合は、100分の175とする。

第4条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定により期末手当の額を算出する場合において、
期末手当基礎額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額
の合計額にその額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に
100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に
乗ずる割合は、100分の177.5とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万7,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万2,100円</u></p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万6,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,600円</u></p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で</p>

定めるもの 月額5万3,400円

(4) [略]

2・3 [略]

(通勤手当)

第11条の7 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等のうち人事委員会規則で定めるものを使用する職員にあっては5万6,700円を、その他の職員にあっては3万8,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して人事委員会規則で定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) [略]

3～6 [略]

定めるもの 月額5万1,800円

(4) [略]

2・3 [略]

(通勤手当)

第11条の7 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等のうち人事委員会規則で定めるものを使用する職員にあっては5万6,700円を、その他の職員にあっては3万1,600円を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して人事委員会規則で定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) [略]

3～6 [略]

第12条の3 [略]

2 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万2,500円、人事委員会規則で

第12条の3 [略]

2 国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であった者その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万1,000円、人事委員会規則で

定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,700円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 [略]

(期末手当)

第19条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第20条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につ

定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,400円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 [略]

(期末手当)

第19条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第20条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につ

いては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、
「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条 [略]

2 [略]

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

いては、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条 [略]

2 [略]

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

3～5 [略]

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,400	243,900	278,500	312,300	335,200	369,700	424,100	475,700	529,500	571,600
	2	198,500	245,300	279,500	313,900	337,100	371,400	426,100	481,000	536,300	578,700
	3	199,700	246,600	280,500	315,200	339,000	373,000	428,000	486,000	541,500	584,700
	4	200,800	248,100	281,500	316,600	340,700	374,600	429,800	490,600	545,700	589,500
	5	201,900	249,500	282,500	318,000	342,400	376,200	431,600	494,700	549,100	593,600
	6	203,600	250,900	283,500	319,100	344,100	378,100	433,400	498,100	552,300	596,500
	7	205,300	252,300	284,500	320,100	345,800	379,600	435,200	501,000	555,300	598,900
	8	206,900	253,700	285,500	321,400	347,400	381,200	437,000	503,600	557,800	600,800
	9	208,400	255,100	286,500	322,500	349,000	382,500	438,600	505,600	559,800	
	10	210,100	256,300	287,500	324,100	350,700	384,100	440,200			
	11	211,700	257,600	288,500	325,700	352,500	385,700	441,700			
	12	213,300	259,000	289,500	327,400	354,100	387,300	443,200			
	13	214,800	260,200	290,500	328,800	355,600	389,200	444,700			
	14	216,600	261,400	291,800	330,400	357,200	391,100	446,000			
	15	218,300	262,600	293,100	332,000	358,800	393,000	447,300			
	16	220,000	263,800	294,300	333,600	360,300	394,800	448,500			
	17	221,100	265,000	295,600	335,000	361,700	396,400	449,700			
	18	222,700	266,100	296,900	336,700	363,500	398,200	451,000			
	19	224,300	267,200	298,100	338,400	365,100	399,900	452,300			
	20	225,800	268,300	299,300	340,000	366,700	401,500	453,600			
	21	227,300	269,200	300,300	341,400	367,800	403,200	454,800			
	22	229,000	270,200	301,600	343,100	369,300	404,600	455,600			
	23	230,600	271,200	302,700	344,800	370,800	406,000	456,400			
	24	232,200	272,200	304,000	346,400	372,300	407,400	457,200			
	25	233,800	273,300	305,300	347,600	374,000	408,800	457,800			
	26	235,500	274,100	306,300	349,500	375,800	410,100	458,400			
	27	236,800	274,800	307,300	351,300	377,400	411,300	459,000			
	28	238,100	275,700	308,400	352,900	379,100	412,300	459,600			
	29	239,400	276,600	309,500	354,400	380,600	413,400	460,300			
	30	240,500	277,400	310,700	356,000	381,900	414,600	461,100			
	31	241,700	278,200	311,800	357,600	383,100	415,700	461,500			
	32	242,800	278,900	313,000	359,200	384,500	416,800	462,200			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	33	243,900	279,600	314,100	360,900	385,600	417,500	462,700			
	34	244,800	280,400	315,400	362,700	386,500	418,200	463,100			
	35	245,800	281,200	316,700	364,500	387,500	418,800	463,500			
	36	246,900	281,800	318,000	366,400	388,500	419,500	463,900			
	37	247,900	282,500	319,300	367,900	389,300	420,100	464,300			
	38	248,800	283,300	320,600	369,300	390,200	420,700	464,600			
	39	249,700	284,100	321,900	370,700	391,100	421,200	464,900			
	40	250,500	284,800	323,200	372,100	391,900	421,600	465,200			
	41	251,200	285,500	324,500	373,600	392,700	422,000	465,500			
	42	252,000	286,200	325,700	374,400	393,500	422,200	465,800			
	43	252,600	286,900	327,000	375,400	394,400	422,500	466,100			
	44	253,200	287,600	328,100	376,400	395,100	422,800	466,400			
	45	253,900	288,400	329,000	377,300	395,800	423,200	466,800			
	46	254,500	288,900	330,300	378,400	396,500	423,500				
	47	255,100	289,600	331,600	379,400	397,200	423,800				
	48	255,700	290,200	332,900	380,400	397,900	424,100				
	49	256,100	291,100	334,100	381,300	398,400	424,300				
	50	256,700	291,400	335,400	382,000	399,000	424,600				
	51	257,300	292,200	336,600	382,700	399,600	424,800				
	52	257,800	292,900	337,900	383,300	400,300	425,100				
	53	258,300	293,400	339,200	383,700	400,700	425,300				
	54	258,700	294,000	340,100	384,300	401,300	425,600				
	55	259,000	294,600	341,200	384,900	401,900	425,900				
	56	259,400	295,300	342,300	385,600	402,400	426,200				
	57	259,600	295,900	343,000	385,900	402,800	426,400				
	58	259,900	296,600	343,900	386,600	403,400	426,700				
	59	260,200	297,200	344,600	387,300	404,000	427,000				
	60	260,500	297,900	345,400	387,900	404,500	427,200				
	61	260,800	298,500	346,200	388,200	404,900	427,400				
	62	261,100	299,100	346,600	388,700	405,400	427,700				
	63	261,400	299,600	347,100	389,300	405,900	428,000				
	64	261,700	300,100	347,800	389,900	406,500	428,200				
	65	262,000	300,600	348,600	390,200	406,800	428,400				
	66	262,300	301,200	349,300	390,800	407,200	428,700				
	67	262,600	301,700	350,100	391,500	407,500	429,000				
	68	262,900	302,300	350,700	392,100	408,000	429,200				
	69	263,200	302,700	351,200	392,500	408,300	429,400				
	70	263,500	303,200	351,800	393,100	408,600	429,700				
	71	263,900	303,600	352,300	393,700	408,900	430,000				
	72	264,200	304,300	352,900	394,200	409,100	430,200				
	73	264,500	304,900	353,200	394,700	409,300	430,400				
	74	264,800	305,200	353,700	395,300	409,600					

75	265, 100	305, 500	354, 000	395, 700	409, 900					
76	265, 400	305, 800	354, 400	396, 000	410, 100					
77	265, 700	305, 900	354, 800	396, 400	410, 300					
78	266, 000	306, 300	355, 300	396, 900	410, 600					
79	266, 300	306, 500	355, 800	397, 300	410, 900					
80	266, 700	306, 800	356, 300	397, 700	411, 100					
81	267, 000	307, 000	356, 600	398, 100	411, 300					
82	267, 100	307, 200	357, 000	398, 600	411, 600					
83	267, 400	307, 500	357, 400	399, 000	411, 900					
84	267, 800	307, 700	357, 800	399, 400	412, 100					
85	268, 100	308, 000	358, 100	399, 700	412, 300					
86	268, 400	308, 300	358, 500	400, 200						
87	268, 700	308, 600	358, 900	400, 600						
88	269, 000	308, 900	359, 300	401, 000						
89	269, 300	309, 200	359, 500	401, 300						
90	269, 700	309, 500	359, 900	401, 800						
91	270, 000	309, 800	360, 300	402, 200						
92	270, 300	310, 100	360, 700	402, 600						
93	270, 700	310, 200	360, 800	402, 900						
94		310, 400	361, 200							
95		310, 800	361, 600							
96		311, 200	361, 900							
97		311, 400	362, 200							
98		311, 700	362, 600							
99		312, 000	363, 000							
100		312, 400	363, 500							
101		312, 600	364, 000							
102		312, 900	364, 400							
103		313, 200	364, 800							
104		313, 500	365, 200							
105		313, 700	365, 700							
106		314, 000	366, 100							
107		314, 300	366, 400							
108		314, 600	366, 700							
109		314, 800	367, 100							
110		315, 100								
111		315, 500								
112		315, 800								
113		316, 000								
114		316, 200								
115		316, 500								

116	316,900										
117	317,100										
118	317,300										
119	317,600										
120	317,900										
121	318,200										
122	318,400										
123	318,700										
124	319,100										
125	319,400										
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	201,900	229,600	271,700	292,400	308,200	334,600	377,800	412,500	466,100	548,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
	1	227,400	248,600	271,800	310,700	346,900	368,600	399,900	436,600	483,600
	2	229,800	250,800	273,700	311,700	348,400	370,300	401,600	438,200	489,700
	3	232,300	253,000	275,800	312,600	349,800	372,000	403,200	439,700	494,600
	4	234,700	255,300	277,900	313,500	351,300	373,600	404,900	441,300	498,900
	5	237,000	257,500	280,000	314,100	352,900	375,200	406,400	442,700	502,900
	6	239,400	259,500	281,300	314,800	354,300	377,000	408,000	444,300	506,300
	7	241,800	261,500	282,600	315,400	355,600	378,600	409,600	445,700	509,300
	8	244,100	263,300	283,900	316,100	356,900	380,100	411,200	447,100	511,800
	9	246,300	265,100	285,200	316,700	358,200	381,700	412,700	448,300	514,000
	10	248,400	266,800	286,500	317,400	359,800	383,300	414,400	449,700	
	11	250,500	268,600	287,700	318,100	361,400	384,900	416,000	451,200	
	12	252,500	270,000	288,900	318,700	363,000	386,500	417,600	452,700	
	13	254,500	271,400	290,100	319,400	364,400	388,100	419,100	454,100	
	14	256,500	273,200	291,100	320,100	366,000	389,800	421,100	455,800	
	15	258,500	274,500	292,100	320,800	367,500	391,400	423,100	457,400	
	16	260,100	275,900	293,500	321,600	369,000	393,000	425,100	459,000	
	17	261,700	277,300	294,600	322,300	370,500	394,600	426,700	460,400	
	18	263,200	278,500	295,800	323,100	372,100	396,200	428,400	462,100	
	19	264,700	279,800	296,900	324,100	373,600	397,800	430,000	463,800	
	20	266,200	280,900	298,000	324,900	375,100	399,400	431,700	465,400	
	21	267,800	282,200	299,200	325,800	376,700	400,800	433,300	466,800	
	22	269,300	283,300	299,800	326,900	378,300	402,500	434,800	467,500	
	23	270,800	284,500	300,300	328,300	379,900	404,200	436,300	468,300	
	24	272,400	285,600	300,900	329,600	381,500	405,900	437,700	469,000	
	25	273,800	286,900	301,300	330,800	382,900	407,600	439,000	469,400	
	26	275,000	288,200	301,900	332,300	384,600	409,600	440,500	469,900	
	27	276,200	289,400	302,400	333,600	386,300	411,600	442,000	470,500	
	28	277,400	290,600	302,900	334,700	387,900	413,500	443,400	471,100	
	29	278,600	291,500	303,300	335,600	389,600	415,200	444,900	471,700	
	30	279,700	292,500	303,900	336,800	391,200	416,600	446,200	472,400	
	31	280,800	293,600	304,400	337,800	392,800	417,700	447,400	472,900	
	32	282,000	294,700	304,900	338,900	394,400	419,000	448,600	473,400	
	33	283,300	296,000	305,400	340,100	396,200	420,100	449,600	473,900	
	34	284,600	296,500	306,000	341,300	398,200	421,200	450,300	474,200	
	35	285,800	297,100	306,400	342,500	400,200	422,200	451,000	474,500	
	36	287,100	297,700	306,900	343,600	402,200	423,200	451,700	474,900	
	37	288,000	298,100	307,400	344,700	403,900	424,400	452,200	475,200	

	38	289,000	298,700	308,000	345,900	405,600	425,400	452,600	475,400	
	39	290,100	299,300	308,600	347,100	407,100	426,500	453,100	475,700	
	40	291,200	299,800	309,100	348,300	408,600	427,600	453,400	475,900	
	41	292,400	300,200	309,700	349,400	409,900	428,800	453,700	476,200	
	42	293,000	300,800	310,400	350,400	410,900	429,600	454,000	476,400	
	43	293,600	301,400	311,100	351,700	411,900	430,400	454,300	476,600	
	44	294,100	302,000	311,700	352,900	412,900	431,000	454,600	476,800	
	45	294,500	302,300	312,300	354,000	413,900	431,500	454,800	477,200	
	46	295,100	302,800	313,100	355,300	415,000	432,200	455,100		
	47	295,600	303,300	313,900	356,500	416,100	432,900	455,400		
	48	296,100	303,800	314,600	357,700	417,200	433,500	455,600		
	49	296,500	304,300	315,400	358,900	418,500	434,200	455,900		
	50	297,000	304,800	316,400	360,200	419,300	434,600	456,200		
	51	297,500	305,400	317,400	361,500	420,100	435,200	456,500		
	52	298,000	305,900	318,400	362,900	420,700	435,800	456,800		
	53	298,500	306,500	319,400	363,800	421,200	436,200	457,000		
	54	299,100	307,100	320,500	365,100	421,900	436,600	457,300		
	55	299,500	307,800	321,500	366,300	422,500	437,100	457,600		
	56	299,900	308,500	322,600	367,500	423,300	437,600	457,900		
	57	300,400	309,100	323,600	368,600	423,600	438,200	458,100		
	58	300,900	309,900	324,700	369,800	424,300	438,700	458,400		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	59	301,400	310,700	325,800	371,200	425,000	439,100	458,700		
	60	301,800	311,400	327,000	372,700	425,500	439,500	458,900		
	61	302,400	312,200	327,700	374,100	425,900	439,900	459,100		
	62	302,700	313,000	328,800	375,600	426,300	440,200	459,400		
	63	303,200	313,800	329,900	377,100	426,800	440,500	459,700		
	64	303,600	314,700	331,000	378,500	427,300	440,800	460,000		
	65	304,100	315,500	332,000	379,700	427,800	441,100	460,200		
	66	304,600	316,300	333,100	381,200	428,200	441,400	460,500		
	67	305,000	317,100	334,200	382,500	428,700	441,700	460,800		
	68	305,400	317,900	335,300	383,900	429,200	441,900	461,100		
	69	305,900	318,800	336,300	385,000	429,700	442,100	461,300		
	70	306,300	319,700	337,400	386,200	430,200	442,400	461,600		
	71	306,700	320,600	338,600	387,400	430,800	442,700	461,900		
	72	307,200	321,500	339,800	388,600	431,300	442,800	462,200		
	73	307,700	322,100	340,600	389,900	431,700	443,000	462,400		
	74	308,300	323,000	341,800	391,100	432,300	443,300			
	75	308,900	323,900	343,100	392,300	432,800	443,600			
	76	309,300	324,700	344,400	393,400	433,000	443,800			
	77	309,800	325,200	345,700	394,600	433,300	444,000			
	78	310,300	326,200	347,100	395,800	433,800	444,300			
	79	310,900	327,100	348,500	396,900	434,100	444,600			
	80	311,500	328,100	349,900	398,100	434,400	444,800			
	81	312,000	329,000	351,300	399,200	434,700	445,000			
	82	312,400	330,000	353,000	399,800	435,100	445,300			
	83	313,200	331,000	354,400	400,300	435,500	445,600			
	84	313,800	332,000	355,900	400,800	435,900	445,800			
	85	314,400	332,900	357,300	401,400	436,200	446,000			

86	315,000	333,900	358,800	402,000	436,600				
87	315,700	334,900	360,300	402,600	437,000				
88	316,400	335,900	361,700	403,200	437,400				
89	317,100	336,700	363,000	403,500	437,700				
90	317,800	338,100	364,200	404,000	438,100				
91	318,600	339,300	365,500	404,500	438,500				
92	319,300	340,500	366,800	405,000	438,900				
93	319,800	341,700	368,100	405,400	439,200				
94	320,700	343,000	369,600	405,800					
95	321,600	344,200	371,100	406,300					
96	322,400	345,400	372,500	406,800					
97	323,100	346,600	373,800	407,200					
98	323,900	347,900	375,000	407,700					
99	324,900	349,100	376,100	408,300					
100	325,800	350,400	377,300	408,700					
101	326,700	351,800	378,400	409,000					
102	327,700	352,700	379,600	409,400					
103	328,700	353,700	380,700	409,800					
104	329,600	354,800	381,800	410,100					
105	330,400	355,900	383,000	410,400					
106	331,000	357,000	383,500	410,900					
107	331,600	358,000	384,100	411,400					
108	332,200	359,000	384,700	411,900					
109	332,700	360,200	385,300	412,200					
110	333,200	361,200	385,800	412,700					
111	333,600	362,200	386,200	413,200					
112	334,100	363,100	386,700	413,700					
113	334,900	364,000	387,100	414,000					
114	335,600	365,000	387,500	414,500					
115	336,300	366,000	388,000	415,000					
116	336,900	367,000	388,500	415,500					
117	337,500	368,000	388,900	415,900					
118	338,200	368,400	389,400	416,400					
119	338,900	369,000	390,000	416,800					
120	339,600	369,600	390,500	417,300					
121	340,200	369,900	390,700	417,700					
122	340,500	370,300	391,200	418,200					
123	341,000	370,700	391,700	418,600					
124	341,500	371,100	392,100	419,100					
125	341,800	371,500	392,600	419,500					
126		371,900	393,200						
127		372,300	393,700						
128		372,700	394,200						
129		373,100	394,500						
130		373,500	395,000						
131		373,900	395,500						
132		374,300	396,000						

133		374,500	396,300								
134		375,000	396,800								
135		375,300	397,200								
136		375,600	397,600								
137		375,900	397,900								
138		376,300	398,300								
139		376,800	398,800								
140		377,300	399,300								
141		377,600	399,600								
142		378,200									
143		378,700									
144		379,200									
145		379,500									
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給 料 月 額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	257,400	269,600	274,200	307,000	324,500	339,200	363,600	400,200	433,300		

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		給 料	月 額								
			円		円		円		円		円
	1	214,600		261,900		335,200		392,500		468,500	
	2	217,000		263,300		337,000		394,000		470,300	
	3	219,400		264,700		338,800		395,400		472,100	
	4	221,700		266,100		340,500		396,800		473,900	
	5	223,900		267,600		342,100		398,200		475,600	
	6	226,200		268,800		344,100		399,600		477,300	
	7	228,400		270,100		346,000		401,100		479,200	
	8	230,700		271,200		347,800		402,600		481,000	
	9	232,900		272,500		349,600		403,900		482,800	
	10	235,100		273,600		351,600		405,300		484,400	
	11	237,300		274,700		353,500		406,800		486,000	
	12	239,500		275,900		355,100		408,300		487,500	
	13	241,800		277,300		356,800		409,600		489,000	
	14	243,900		278,900		358,500		411,100		490,300	
	15	246,000		280,600		360,100		412,600		491,700	
	16	248,100		282,300		361,700		414,200		493,000	
	17	250,100		284,000		363,300		415,600		494,200	
	18	252,000		286,100		364,600		417,200		494,800	
	19	253,700		288,300		365,800		418,800		495,400	
	20	255,500		290,600		367,000		420,300		496,100	
	21	257,200		292,800		368,300		421,500		496,800	
	22	258,500		295,000		369,900		422,900			
	23	259,800		297,200		371,500		424,300			
	24	261,000		299,300		373,000		425,700			
	25	262,200		301,300		374,400		427,300			
	26	263,400		303,300		376,000		428,700			
	27	264,600		305,200		377,600		430,000			
	28	265,800		307,000		379,100		431,400			
	29	267,000		308,800		380,600		432,800			
	30	267,900		310,700		382,200		434,100			
	31	269,000		312,500		383,800		435,600			
	32	270,100		314,200		385,300		437,100			
	33	271,200		316,000		386,800		438,800			

34	272,300	317,800	388,400	440,200	
35	273,500	319,500	389,900	441,800	
36	274,800	321,100	391,400	443,300	
37	276,000	322,700	392,900	445,000	
38	277,100	324,400	394,400	446,500	
39	278,300	326,200	395,900	448,100	
40	279,400	327,900	397,300	449,700	
41	280,700	329,300	398,600	451,200	
42	281,700	331,100	400,100	452,800	
43	282,700	332,900	401,600	454,000	
44	283,600	334,700	403,000	455,200	
45	284,300	336,200	404,500	456,400	
46	285,100	338,100	406,100	457,700	
47	285,900	339,900	407,700	458,900	
48	286,700	341,600	409,100	460,100	
49	287,400	343,300	410,400	461,200	
50	288,200	345,000	411,800	462,400	
51	288,900	346,800	413,200	463,600	
52	289,800	348,500	414,500	464,800	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	290,600	350,200	415,700	466,000
	54	291,400	351,500	416,900	467,300
	55	292,000	352,900	418,200	468,500
	56	292,800	354,200	419,500	469,700
	57	293,500	355,700	420,800	470,800
	58	294,100	357,300	422,100	471,400
	59	294,900	358,800	423,500	471,900
	60	295,800	360,400	424,800	472,400
	61	296,500	361,800	426,000	472,900
	62	297,100	363,400	427,400	473,500
	63	297,900	365,100	428,800	474,000
	64	298,500	366,500	430,100	474,500
	65	299,500	368,000	431,300	475,000
	66	300,300	369,600	432,500	475,600
	67	301,000	371,200	433,800	476,100
	68	301,800	372,700	435,200	476,600
	69	302,300	374,200	436,500	477,100
	70	303,000	375,800	437,700	
	71	303,700	377,300	438,800	
	72	304,400	378,800	440,000	
	73	305,100	380,300	441,200	
	74	305,800	381,900	442,300	
	75	306,600	383,500	443,500	
	76	307,000	385,000	444,500	

77	307,600	386,400	445,600		
78	308,300	387,800	446,600		
79	309,000	389,300	447,600		
80	309,600	390,600	448,600		
81	310,100	391,900	449,500		
82	310,700	393,300	450,300		
83	311,400	394,600	451,100		
84	312,100	396,000	451,900		
85	312,600	397,100	452,700		
86	313,500	398,500	453,100		
87	314,200	399,800	453,500		
88	314,800	401,100	453,900		
89	315,500	402,300	454,300		
90	316,300	403,600	454,600		
91	317,100	404,700	454,900		
92	317,900	405,900	455,100		
93	318,400	407,100	455,400		
94	319,200	408,200	455,700		
95	320,000	409,500	456,000		
96	320,800	410,700	456,200		
97	321,500	412,100	456,400		
98	322,200	413,100			
99	323,000	414,100			
100	323,700	415,100			
101	324,500	416,000			
102	325,300	417,000			
103	326,200	418,100			
104	327,000	419,200			
105	327,600	419,900			
106	328,400	420,800			
107	329,200	421,700			
108	330,000	422,600			
109	330,800	423,500			
110	331,200	424,300			
111	331,400	425,100			
112	331,900	425,900			
113	332,400	426,500			
114	332,800	427,200			
115	333,300	427,900			
116	333,700	428,600			
117	334,100	429,200			
118	334,700	429,700			
119	335,100	430,100			

120	335,600	430,400										
121	336,100	430,700										
122	336,500	431,000										
123	336,900	431,300										
124	337,400	431,500										
125	337,900	431,700										
126	338,200	432,000										
127	338,500	432,300										
128	338,800	432,500										
129	339,000	432,700										
130	339,300	433,000										
131	339,600	433,300										
132	339,800	433,500										
133	340,000	433,700										
134	340,200	434,000										
135	340,400	434,300										
136	340,700	434,500										
137	341,000	434,700										
138	341,200	435,000										
139	341,500	435,300										
140	341,800	435,500										
141	342,000	435,700										
142	342,200	436,000										
143	342,500	436,300										
144	342,700	436,500										
145	343,000	436,700										
146	343,200	437,000										
147	343,500	437,300										
148	343,800	437,500										
149	344,000	437,700										
150	344,200											
151	344,500											
152	344,800											
153	345,000											
定年前再任用短時間勤務職員	基給	月額	基給	月額	基給	月額	基給	月額	基給	月額	基給	月額
	円		円		円		円		円		円	
	249,200		291,200		321,700		351,000		439,500			

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		給 料	月 額								
			円		円		円		円		円
	1	214,600		235,900		335,200		364,700		451,700	
	2	217,000		238,300		337,000		366,300		453,100	
	3	219,400		240,700		338,800		367,800		454,300	
	4	221,700		243,300		340,500		369,200		455,600	
	5	223,900		245,700		342,100		370,600		456,700	
	6	226,200		248,100		344,100		372,000		457,800	
	7	228,400		250,500		346,000		373,300		459,000	
	8	230,700		253,000		347,800		374,700		460,200	
	9	232,900		255,500		349,600		376,100		461,500	
	10	235,100		257,100		351,600		377,400		462,700	
	11	237,300		258,700		353,500		378,800		463,800	
	12	239,500		260,300		355,100		379,900		464,900	
	13	241,800		261,900		356,800		381,100		466,100	
	14	243,900		263,300		358,500		382,400		466,900	
	15	246,000		264,700		360,100		383,600		467,800	
	16	248,100		266,100		361,700		384,800		468,700	
	17	250,100		267,600		363,300		385,900		469,600	
	18	252,000		268,800		364,600		387,100		470,000	
	19	253,700		270,100		365,800		388,300		470,500	
	20	255,500		271,200		367,000		389,400		471,000	
	21	257,200		272,500		368,300		390,400		471,500	
	22	258,500		273,600		369,600		391,600		471,900	
	23	259,800		274,700		371,100		392,800		472,400	
	24	261,000		275,900		372,400		393,900		472,900	
	25	262,200		277,300		373,600		395,000		473,400	
	26	263,300		278,900		375,000		396,200			
	27	264,400		280,600		376,300		397,300			
	28	265,500		282,300		377,700		398,400			
	29	266,800		284,000		378,800		399,500			
	30	267,800		286,100		380,200		400,700			
	31	268,900		288,300		381,500		402,000			
	32	270,000		290,600		382,800		403,100			
	33	271,100		292,800		384,100		404,000			

34	272,100	295,000	385,300	405,100	
35	273,100	297,200	386,400	406,300	
36	274,200	299,300	387,700	407,500	
37	275,400	301,300	388,900	408,700	
38	276,300	303,300	390,100	410,000	
39	277,300	305,200	391,300	411,200	
40	278,400	307,000	392,400	412,400	
41	279,600	308,800	393,500	413,500	
42	280,700	310,700	394,700	414,800	
43	281,800	312,500	395,900	415,800	
44	282,900	314,200	397,000	416,900	
45	283,900	316,000	398,200	418,100	
46	284,700	317,800	399,500	419,300	
47	285,500	319,500	400,700	420,500	
48	286,300	321,100	401,800	421,700	
49	286,900	322,700	402,700	422,800	
50	287,700	324,400	403,900	423,800	
51	288,400	326,200	404,900	425,200	
52	289,100	327,900	406,000	426,400	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	290,000	329,300	406,800	427,600
	54	290,800	331,100	407,900	428,700
	55	291,300	332,900	408,900	429,800
	56	292,000	334,700	410,000	430,900
	57	292,700	336,200	411,100	431,900
	58	293,500	338,100	412,100	433,100
	59	294,300	339,900	413,200	434,300
	60	295,000	341,600	414,300	435,500
	61	295,600	343,300	415,300	436,100
	62	296,300	345,000	416,400	436,900
	63	297,000	346,800	417,500	437,600
	64	297,600	348,500	418,500	438,200
	65	298,200	350,200	419,400	438,500
	66	298,900	351,500	420,300	438,800
	67	299,500	352,900	421,300	439,200
	68	300,100	354,200	422,300	439,600
	69	300,800	355,700	423,100	439,900
	70	301,500	357,100	424,000	440,300
	71	302,100	358,700	424,700	440,600
	72	303,000	360,200	425,500	440,900
	73	303,300	361,500	426,200	441,200
	74	303,900	363,000	426,800	441,500
	75	304,600	364,500	427,500	441,800
	76	305,100	365,900	428,200	442,100

77	305,700	367,300	428,800	442,300
78	306,300	368,900	429,500	442,600
79	306,900	370,400	430,000	442,900
80	307,500	371,900	430,600	443,100
81	308,100	373,200	431,000	443,300
82	308,600	374,500	431,400	443,600
83	309,200	375,800	431,700	443,900
84	309,800	377,100	432,000	444,100
85	310,200	378,300	432,200	444,300
86	310,600	379,500	432,500	444,600
87	311,100	380,500	432,800	444,900
88	311,600	381,600	433,000	445,100
89	312,000	382,700	433,200	445,300
90	312,500	383,800	433,500	
91	312,900	384,900	433,800	
92	313,400	386,000	434,000	
93	313,700	387,200	434,200	
94	314,200	388,200	434,500	
95	314,700	389,200	434,800	
96	315,100	390,300	435,000	
97	315,400	391,300	435,200	
98	315,800	392,300	435,500	
99	316,200	393,200	435,800	
100	316,600	394,100	436,000	
101	317,000	395,000	436,200	
102	317,300	396,000	436,500	
103	317,600	396,800	436,800	
104	317,900	397,700	437,000	
105	318,100	398,500	437,300	
106	318,400	399,400		
107	318,700	400,300		
108	318,900	401,200		
109	319,100	402,000		
110	319,300	403,000		
111	319,600	403,900		
112	319,900	404,800		
113	320,200	405,400		
114	320,400	406,300		
115	320,600	407,200		
116	320,900	408,100		
117	321,200	409,000		
118	321,300	409,700		
119	321,600	410,500		

120	321,900	411,300		
121	322,000	411,900		
122	322,200	412,600		
123	322,500	413,300		
124	322,800	413,900		
125	323,000	414,500		
126		415,200		
127		415,700		
128		416,300		
129		416,900		
130		417,500		
131		418,000		
132		418,500		
133		418,800		
134		419,100		
135		419,300		
136		419,600		
137		419,900		
138		420,200		
139		420,500		
140		420,800		
141		421,100		
142		421,400		
143		421,700		
144		422,000		
145		422,300		
146		422,600		
147		422,900		
148		423,100		
149		423,300		
150		423,600		
151		423,900		
152		424,100		
153		424,300		
154		424,600		
155		424,900		
156		425,100		
157		425,300		
158		425,600		
159		425,900		
160		426,100		
161		426,300		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給 料 月 額						
	円	円	円	円	円	円	円
	240,300	288,100	316,800	344,300	429,000		

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第4条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給 料	月 額								
			円		円		円		円		円
	1	197,800		248,800		341,600		391,600		463,800	
	2	198,900		253,200		343,700		393,000		474,100	
	3	200,100		256,000		345,700		394,400		483,800	
	4	201,200		258,700		347,500		395,800		493,800	
	5	202,300		261,300		349,400		397,200		503,800	
	6	204,600		263,000		351,300		398,600		513,900	
	7	206,700		264,500		353,300		399,900		522,700	
	8	208,800		266,000		355,200		401,400		530,700	
	9	210,900		267,600		357,000		402,800		538,500	
	10	212,900		269,500		358,600		404,300		545,700	
	11	214,900		271,500		360,100		405,700		551,000	
	12	217,000		273,400		361,700		407,100		555,600	
	13	219,000		275,500		363,300		408,400		558,600	
	14	220,900		277,600		364,600		409,900		560,600	
	15	222,900		279,800		365,400		411,400			
	16	224,600		282,000		366,200		413,000			
	17	226,300		284,200		367,300		414,500			
	18	228,100		286,500		368,600		416,100			
	19	230,000		288,900		369,800		417,700			
	20	231,800		291,300		371,000		419,400			
	21	233,600		293,600		372,200		420,600			
	22	235,400		295,700		373,300		422,000			
	23	237,100		297,800		374,300		423,400			
	24	238,800		299,800		375,300		424,700			
	25	240,500		301,800		376,400		426,100			
	26	242,800		303,800		377,500		427,400			
	27	244,600		305,700		378,300		428,900			
	28	246,500		307,600		379,300		430,400			
	29	248,500		309,500		380,200		431,600			
	30	249,500		311,000		381,000		432,800			
	31	250,600		312,500		381,800		434,400			
	32	251,700		314,000		382,600		435,900			
	33	253,100		315,600		383,300		437,200			
	34	254,400		317,100		384,100		438,700			
	35	255,800		318,600		384,900		440,100			

	36	257, 200	320, 000	385, 700	441, 500	
	37	258, 700	321, 400	386, 400	442, 900	
	38	260, 200	322, 300	387, 100	444, 300	
	39	261, 700	323, 200	387, 900	445, 700	
	40	263, 300	324, 000	388, 900	447, 100	
	41	264, 700	324, 700	389, 800	448, 200	
	42	266, 000	325, 200	390, 700	449, 500	
	43	267, 400	325, 700	391, 900	450, 900	
	44	268, 900	326, 100	393, 100	452, 200	
	45	270, 400	326, 400	393, 800	453, 100	
	46	271, 700	327, 000	394, 800	453, 900	
	47	272, 900	327, 500	395, 700	454, 800	
	48	274, 100	327, 900	396, 400	455, 700	
	49	275, 300	328, 300	397, 100	456, 500	
	50	276, 400	328, 700	397, 800	457, 300	
	51	277, 600	329, 000	398, 400	457, 900	
	52	278, 700	329, 500	399, 000	458, 700	
	53	279, 600	329, 900	399, 600	459, 100	
	54	280, 700	330, 300	400, 300	459, 700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	55	281, 700	330, 700	401, 100	460, 200	
	56	282, 700	331, 000	401, 900	460, 700	
	57	283, 800	331, 400	402, 500	461, 200	
	58	284, 500	331, 700	403, 300		
	59	285, 000	332, 100	404, 000		
	60	285, 600	332, 400	404, 700		
	61	286, 200	332, 800	405, 300		
	62	286, 800	333, 400	406, 000		
	63	287, 400	334, 000	406, 600		
	64	287, 900	334, 500	407, 300		
	65	288, 500	334, 900	408, 000		
	66	289, 000	335, 500	408, 700		
	67	289, 600	336, 000	409, 300		
	68	290, 100	336, 600	410, 000		
	69	290, 700	337, 100	410, 700		
	70	291, 400	337, 600	411, 200		
	71	292, 000	338, 100	411, 800		
	72	292, 600	338, 700	412, 400		
	73	293, 200	339, 200	412, 900		
	74	293, 800	339, 900	413, 500		
	75	294, 500	340, 600	414, 100		
	76	295, 200	341, 300	414, 600		
	77	295, 800	341, 900	415, 100		
	78	296, 500	342, 500	415, 600		
	79	297, 200	343, 200	416, 100		

80	297,700	343,900	416,800		
81	298,300	344,600	417,200		
82	298,900	345,300	417,700		
83	299,600	346,000	418,200		
84	300,200	346,700	418,900		
85	300,700	347,200	419,300		
86	301,300	347,700	419,800		
87	302,000	348,000	420,300		
88	302,600	348,400	421,000		
89	303,100	348,700	421,400		
90	303,700	349,200			
91	304,400	349,400			
92	305,000	349,900			
93	305,600	350,200			
94	306,200	350,500			
95	306,800	350,900			
96	307,400	351,300			
97	307,700	351,800			
98	308,300	352,300			
99	308,900	352,800			
100	309,400	353,300			
101	309,800	353,800			
102	310,200	354,300			
103	310,400	354,800			
104	310,900	355,300			
105	311,300	355,700			
106	311,700	356,100			
107	312,100	356,600			
108	312,400	357,000			
109	312,600	357,500			
110	313,000	357,900			
111	313,300	358,300			
112	313,500	358,700			
113	313,800	359,200			
114	314,100	359,600			
115	314,400	360,000			
116	314,700	360,400			
117	314,900	360,900			
118	315,200	361,300			
119	315,400	361,700			
120	315,700	362,100			
121	316,000	362,500			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給 料 月 額						
	円	円	円	円	円	円	円
	232,000	275,600	301,600	345,800	345,800	345,800	406,600

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号俸	給 料	月 額	給 料	月 額	給 料	月 額	給 料
			円		円		円		円
	1	308,100		419,000		474,100		570,700	
	2	310,400		421,700		476,100		576,900	
	3	312,700		424,300		478,000		582,000	
	4	315,000		426,700		480,000		586,800	
	5	317,100		429,000		481,400		591,100	
	6	320,600		431,300		483,100		595,400	
	7	324,100		433,300		484,900		598,900	
	8	327,600		435,400		486,700		601,800	
	9	331,000		437,500		488,500		604,400	
	10	334,500		439,000		490,100		606,700	
	11	337,900		440,500		492,000			
	12	341,400		442,300		493,800			
	13	344,800		443,500		495,600			
	14	348,300		444,900		497,300			
	15	351,700		446,400		499,100			
	16	355,200		447,800		500,900			
	17	358,600		449,100		502,800			
	18	361,700		450,600		504,700			
	19	364,900		452,000		506,600			
	20	368,200		453,500		508,500			
	21	371,500		454,700		510,400			
	22	374,600		456,200		512,100			
	23	377,700		457,700		513,900			
	24	380,800		459,100		515,800			
	25	383,900		460,500		517,400			
	26	386,200		461,900		519,200			
	27	388,500		463,200		521,000			
	28	390,700		464,600		522,600			
	29	392,700		466,100		524,000			
	30	394,400		467,300		525,700			
	31	396,100		468,700		527,500			
	32	397,900		470,100		529,300			
	33	399,600		471,500		530,800			
	34	401,400		472,900		532,100			
	35	403,000		474,100		533,400			
	36	404,400		475,500		534,700			
	37	405,800		477,000		535,700			
	38	407,200		478,700		537,000			
	39	408,600		480,300		538,300			

	40	410,000	481,800	539,600	
	41	411,500	483,400	540,600	
	42	412,200	484,600	541,400	
	43	412,500	485,800	542,300	
	44	413,900	486,900	543,100	
	45	414,200	487,900	544,000	
	46	414,800	488,800	544,800	
	47	415,400	489,700	545,600	
	48	415,900	490,500	546,300	
	49	416,400	491,200	547,100	
	50	416,800	491,900	547,900	
	51	417,300	492,600	548,600	
	52	417,700	493,200	549,500	
	53	418,100	493,800	550,400	
	54	418,400	494,500	551,200	
	55	418,700	495,100	552,100	
	56	419,100	495,700	553,000	
	57	419,400	496,000	553,800	
	58	419,800	496,600	554,600	
	59	420,100	497,200	555,400	
定年 前再 任用	60	420,600	498,000	556,200	
短時 間勤	61	421,000	498,400	557,000	
務職	62	421,300	499,000	557,900	
員以 外の	63	421,600	499,700	558,800	
職員	64	421,900	500,400	559,700	
	65	422,200	500,800	560,500	
	66		501,400	561,400	
	67		502,000	562,300	
	68		502,500	563,200	
	69		503,000	564,000	
	70		503,500	564,900	
	71		504,000	565,800	
	72		504,500	566,700	
	73		504,900	567,500	
	74		505,400		
	75		505,800		
	76		506,200		
	77		506,700		
	78		507,300		
	79		507,900		
	80		508,300		
	81		508,800		
	82		509,400		
	83		510,000		
	84		510,500		
	85		511,000		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給 料	月	準 額									
	円			円			円			円		
			315,400			359,400			416,100			492,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	1	202,600	241,800	276,600	295,700	329,000	369,700	424,100
	2	204,800	243,100	277,500	296,500	330,400	371,400	426,100
	3	206,900	244,400	278,100	297,200	331,500	373,000	428,000
	4	209,000	245,700	278,900	297,900	333,300	374,600	429,800
	5	211,000	247,000	279,700	298,600	334,600	376,200	431,600
	6	213,000	248,000	280,500	299,300	336,200	378,100	433,400
	7	215,000	249,000	281,300	300,000	337,700	379,600	435,200
	8	216,900	249,900	282,000	300,700	339,300	381,200	437,000
	9	218,700	251,000	282,800	301,500	340,600	382,500	438,600
	10	220,600	252,100	283,600	302,200	342,200	384,100	440,200
	11	222,500	253,300	284,400	303,000	343,700	385,700	441,700
	12	224,600	254,500	285,200	303,600	345,200	387,300	443,200
	13	226,300	255,700	286,000	304,200	346,600	389,200	444,700
	14	228,300	256,900	286,800	305,300	348,200	391,100	446,000
	15	230,600	258,100	287,400	306,400	349,700	393,000	447,300
	16	232,700	259,200	288,200	307,600	351,300	394,800	448,500
	17	234,800	260,200	289,100	308,800	352,800	396,400	449,700
	18	235,900	261,200	289,900	310,000	354,400	398,200	451,000
	19	236,900	262,300	290,700	311,100	356,000	399,900	452,300
	20	238,000	263,200	291,400	312,300	357,500	401,500	453,600
	21	239,100	264,300	292,200	313,500	358,800	403,200	454,800
	22	239,900	265,300	293,100	314,800	360,300	404,600	455,600
	23	240,800	266,100	294,000	316,000	361,800	406,000	456,400
	24	241,600	266,900	294,700	317,300	363,400	407,400	457,200
	25	242,500	267,700	295,500	318,300	364,900	408,800	457,800
	26	243,400	268,500	296,400	319,500	366,400	410,100	458,400
	27	244,300	269,300	297,300	320,600	367,900	411,300	459,000
	28	245,200	270,100	298,000	321,800	369,500	412,300	459,600
	29	246,100	270,900	298,800	323,000	371,000	413,400	460,300
	30	246,900	271,700	299,800	324,200	372,600	414,600	461,100
	31	247,600	272,500	300,600	325,400	373,700	415,700	461,500
	32	248,400	273,300	301,800	326,700	375,200	416,800	462,200
	33	249,100	274,100	302,700	327,700	376,400	417,500	462,700
	34	249,700	275,000	303,800	328,800	377,500	418,200	463,100
	35	250,400	275,400	304,800	330,000	378,700	418,800	463,500

	36	251, 100	276, 300	305, 700	331, 200	379, 800	419, 500	463, 900
	37	251, 800	277, 200	306, 700	332, 400	380, 900	420, 100	464, 300
	38	252, 400	278, 000	307, 700	333, 700	381, 700	420, 700	464, 600
	39	253, 000	278, 800	308, 700	335, 000	382, 600	421, 200	464, 900
	40	253, 600	279, 500	309, 700	336, 200	383, 700	421, 600	465, 200
	41	254, 200	280, 200	310, 700	337, 100	384, 700	422, 000	465, 500
	42	254, 800	280, 900	311, 900	338, 400	385, 700	422, 200	465, 800
	43	255, 400	281, 800	313, 100	339, 600	386, 700	422, 500	466, 100
	44	255, 900	282, 600	314, 200	340, 800	387, 600	422, 800	466, 400
	45	256, 300	283, 300	315, 100	341, 600	388, 400	423, 200	466, 800
	46	256, 900	284, 100	316, 200	342, 600	389, 200	423, 500	
	47	257, 300	284, 900	317, 300	343, 600	390, 100	423, 800	
	48	257, 700	285, 600	318, 300	344, 500	390, 900	424, 100	
	49	258, 100	286, 300	319, 400	345, 400	391, 400	424, 300	
	50	258, 600	287, 000	320, 500	346, 400	392, 200	424, 600	
	51	259, 100	287, 500	321, 600	347, 400	393, 000	424, 800	
	52	259, 600	288, 400	322, 700	348, 300	393, 900	425, 100	
	53	259, 900	289, 000	323, 700	348, 800	394, 300	425, 300	
	54	260, 200	289, 600	324, 700	349, 700	395, 000	425, 600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	55	260, 500	290, 300	325, 800	350, 500	395, 700	425, 900	
	56	260, 800	291, 100	326, 800	351, 400	396, 300	426, 200	
	57	261, 100	291, 600	327, 600	352, 100	396, 700	426, 400	
	58	261, 400	292, 300	328, 600	352, 400	397, 200	426, 700	
	59	261, 700	293, 000	329, 600	352, 700	397, 800	427, 000	
	60	262, 000	293, 600	330, 500	353, 300	398, 400	427, 200	
	61	262, 300	294, 100	331, 400	353, 900	398, 800	427, 400	
	62	262, 600	294, 800	332, 100	354, 600	399, 300	427, 700	
	63	262, 900	295, 500	332, 800	355, 300	399, 800	428, 000	
	64	263, 200	296, 100	333, 500	355, 900	400, 300	428, 200	
	65	263, 600	296, 600	334, 100	356, 600	400, 900	428, 400	
	66	263, 900	297, 200	334, 800	357, 100	401, 400	428, 700	
	67	264, 200	297, 900	335, 400	357, 700	402, 000	429, 000	
	68	264, 500	298, 500	336, 100	358, 300	402, 600	429, 200	
	69	264, 800	299, 100	336, 700	358, 600	403, 100	429, 400	
	70	265, 100	299, 700	336, 900	359, 200	403, 600	429, 700	
	71	265, 400	300, 300	337, 200	359, 600	404, 000	430, 000	
	72	265, 600	300, 900	337, 700	360, 100	404, 400	430, 200	
	73	265, 800	301, 500	338, 300	360, 600	404, 700	430, 400	
	74	266, 100	302, 100	338, 800	361, 100	405, 200		
	75	266, 400	302, 400	339, 300	361, 600	405, 600		
	76	266, 700	302, 800	339, 700	362, 000	406, 000		
	77	266, 800	303, 100	340, 300	362, 300	406, 400		
	78	267, 000	303, 400	340, 800	362, 600	406, 900		
	79	267, 400	303, 600	341, 200	362, 800	407, 300		

80	267,600	303,900	341,700	363,100	407,700			
81	267,700	304,200	342,200	363,700	408,100			
82	268,100	304,500	342,500	364,000	408,600			
83	268,500	304,800	342,700	364,300	409,000			
84	268,600	305,000	343,000	364,600	409,400			
85	268,800	305,200	343,400	365,000	409,800			
86		305,400	343,800	365,300				
87		305,700	344,100	365,600				
88		305,900	344,400	365,900				
89		306,300	344,700	366,300				
90		306,500	344,900	366,600				
91		306,700	345,300	366,700				
92		306,900	345,600	367,000				
93		307,300	345,800	367,300				
94		307,500	346,100	367,700				
95		307,700	346,400	368,100				
96		308,000	346,700	368,500				
97		308,300	346,900	369,000				
98		308,500	347,200	369,400				
99		308,700	347,500	369,800				
100		309,000	347,700	370,200				
101		309,300	347,800	370,700				
102		309,500	348,100					
103		309,700	348,500					
104		310,000	348,800					
105		310,300	349,000					
106			349,200					
107			349,600					
108			350,000					
109			350,200					
定年前再任用短時間勤務職員	基給	準	基給	準	基給	準	基給	準
	料	月	料	月	料	月	料	月
	額		額		額		額	
	円		円		円		円	
	202,900		229,700		259,400		273,500	
							300,200	
							334,600	
								377,800

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		号俸	給 料 月 額										
			円		円		円		円		円		円
	1	223,500		256,700		296,300		309,800		333,500		376,400	
	2	225,400		258,900		296,800		310,300		334,700		378,100	
	3	227,200		261,100		297,300		310,800		335,500		379,800	
	4	228,900		263,300		297,800		311,300		336,400		381,600	
	5	230,700		265,500		298,200		311,800		337,300		383,400	
	6	232,600		266,500		298,700		312,300		338,500		385,400	
	7	234,400		267,300		299,200		312,900		339,800		387,400	
	8	236,100		268,200		299,600		313,300		341,000		389,400	
	9	237,800		269,000		300,000		313,800		341,900		391,100	
	10	239,700		270,200		300,500		314,200		343,100		393,200	
	11	241,600		271,300		301,000		314,900		344,200		395,400	
	12	243,600		272,300		301,500		315,400		345,300		397,400	
	13	245,400		273,000		301,900		315,800		346,400		399,300	
	14	247,400		273,700		302,500		316,400		347,500		400,900	
	15	249,400		274,400		302,800		317,100		348,600		402,700	
	16	251,400		275,200		303,300		317,700		349,700		404,500	
	17	253,400		276,300		303,800		318,300		350,800		406,200	
	18	255,500		277,200		304,200		319,200		351,900		407,900	
	19	257,600		278,100		304,700		320,100		353,000		410,000	
	20	259,600		279,000		305,100		321,000		354,100		411,700	
	21	261,500		280,000		305,600		321,800		355,300		413,400	
	22	262,700		281,000		306,000		322,700		356,400		415,100	
	23	263,800		282,000		306,500		323,600		357,500		416,900	
	24	264,900		283,000		306,900		324,600		358,600		418,700	
	25	266,000		283,800		307,400		325,200		359,700		420,300	
	26	266,800		284,700		308,000		326,000		361,000		422,000	
	27	267,700		285,600		308,800		326,900		362,300		423,900	
	28	268,500		286,500		309,500		327,800		363,700		425,700	
	29	269,300		287,500		310,200		328,500		364,900		427,200	
	30	270,100		288,200		310,900		329,600		366,400		428,700	
	31	270,800		288,900		311,600		330,700		367,900		430,200	
	32	271,500		289,600		312,400		331,700		369,400		431,500	
	33	272,300		290,100		313,100		332,800		370,600		432,800	
	34	272,900		290,800		314,000		333,900		372,100		433,900	
	35	273,500		291,300		314,600		335,000		373,500		435,100	

	36	274,000	291,700	315,500	336,100	374,900	436,300
	37	274,600	292,100	316,000	337,200	376,300	437,600
	38	275,300	292,700	316,800	338,300	377,300	438,800
	39	276,000	293,200	317,600	339,400	378,700	440,000
	40	276,700	293,600	318,400	340,500	380,100	441,200
	41	277,400	294,000	319,000	341,300	381,400	442,400
	42	278,000	294,500	320,000	342,400	382,800	443,400
	43	278,700	295,000	321,000	343,500	384,100	444,500
	44	279,300	295,500	321,900	344,500	385,400	445,600
	45	280,100	296,000	322,700	345,400	386,900	446,600
	46	280,800	296,400	323,700	346,400	388,100	447,100
	47	281,500	296,900	324,700	347,400	389,200	447,600
	48	282,100	297,300	325,700	348,400	390,400	448,000
	49	282,700	297,800	326,600	349,600	391,500	448,600
	50	283,200	298,200	327,500	350,900	392,400	449,100
	51	283,600	298,700	328,500	352,200	393,400	449,500
	52	284,000	299,200	329,500	353,400	394,400	450,000
	53	284,300	299,600	330,300	354,300	395,000	450,500
	54	284,800	300,000	331,100	355,500	395,800	450,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	55	285,200	300,500	332,100	356,600	396,600	451,200
	56	285,600	300,900	333,000	357,900	397,400	451,500
	57	286,000	301,500	333,900	358,900	398,100	452,000
	58	286,400	302,100	334,900	359,800	398,800	
	59	286,700	302,800	335,900	360,900	399,500	
	60	287,000	303,500	336,800	362,100	400,100	
	61	287,400	304,200	337,800	363,200	400,700	
	62	287,800	305,100	338,800	364,400	401,300	
	63	288,200	306,000	340,000	365,700	402,000	
	64	288,500	306,900	341,200	366,700	402,600	
	65	288,800	307,500	341,900	367,700	403,300	
	66	289,200	308,400	343,000	368,700	403,800	
	67	289,600	309,200	344,100	369,800	404,400	
	68	289,900	310,000	345,000	370,900	404,900	
	69	290,300	310,700	346,100	371,700	405,300	
	70	290,800	311,600	346,800	372,800	405,900	
	71	291,200	312,500	347,900	373,900	406,300	
	72	291,500	313,300	349,000	374,900	406,600	
	73	291,900	314,200	350,200	375,600	406,900	
	74	292,400	315,000	351,400	376,400	407,400	
	75	292,900	315,900	352,500	377,200	407,900	
	76	293,400	316,800	353,600	377,900	408,200	
	77	293,900	317,600	354,700	378,500	408,500	
	78	294,400	318,500	355,800	379,100	409,000	
	79	295,000	319,500	356,800	379,600	409,500	

80	295, 500	320, 400	357, 900	380, 100	409, 900	
81	296, 000	320, 900	358, 800	380, 700	410, 200	
82	296, 400	321, 800	359, 800	381, 200	410, 600	
83	296, 900	322, 700	360, 700	381, 700	411, 100	
84	297, 400	323, 500	361, 700	382, 200	411, 500	
85	297, 800	324, 300	362, 600	382, 600	411, 900	
86	298, 200	325, 200	363, 400	383, 000	412, 300	
87	298, 700	326, 200	364, 300	383, 600	412, 800	
88	299, 200	327, 200	365, 100	384, 100	413, 200	
89	299, 500	328, 100	365, 700	384, 400	413, 600	
90	300, 100	329, 100	366, 300	384, 900	414, 000	
91	300, 600	330, 100	366, 900	385, 200	414, 500	
92	301, 100	331, 100	367, 500	385, 500	414, 900	
93	301, 600	331, 900	367, 900	386, 100	415, 300	
94	302, 000	332, 600	368, 300	386, 600		
95	302, 500	333, 300	368, 800	387, 100		
96	303, 100	333, 900	369, 200	387, 600		
97	303, 700	334, 500	369, 700	388, 200		
98	304, 200	334, 800	370, 100	388, 700		
99	304, 700	335, 400	370, 600	389, 200		
100	305, 200	335, 900	371, 000	389, 600		
101	305, 600	336, 300	371, 300	390, 200		
102	306, 100	336, 800	371, 800	390, 700		
103	306, 400	337, 400	372, 200	391, 200		
104	306, 900	337, 900	372, 500	391, 700		
105	307, 300	338, 300	372, 900	392, 300		
106	307, 700	338, 800	373, 400	392, 800		
107	308, 200	339, 300	373, 900	393, 300		
108	308, 500	339, 800	374, 400	393, 800		
109	308, 700	340, 200	374, 900	394, 400		
110	309, 000	340, 500	375, 400			
111	309, 200	340, 800	375, 900			
112	309, 500	341, 100	376, 300			
113	309, 800	341, 400	376, 700			
114	310, 000	341, 800	377, 100			
115	310, 300	342, 100	377, 600			
116	310, 500	342, 400	378, 200			
117	310, 800	342, 600	378, 600			
118	311, 000	342, 900	379, 100			
119	311, 300	343, 200	379, 600			
120	311, 600	343, 400	380, 100			
121	311, 900	343, 600	380, 400			
122	312, 200	343, 900				
123	312, 500	344, 200				

124	312, 800	344, 500			
125	313, 000	344, 700			
126	313, 200	345, 000			
127	313, 500	345, 300			
128	313, 900	345, 500			
129	314, 100	345, 600			
130	314, 400	345, 900			
131	314, 700	346, 200			
132	315, 100	346, 400			
133	315, 300	346, 700			
134	315, 600	347, 100			
135	315, 900	347, 500			
136	316, 200	347, 900			
137	316, 400	348, 200			
138	316, 700	348, 700			
139	317, 000	349, 100			
140	317, 300	349, 500			
141	317, 500	349, 800			
142	317, 800	350, 200			
143	318, 200	350, 500			
144	318, 500	350, 900			
145	318, 600	351, 200			
146	318, 900	351, 600			
147	319, 300	352, 000			
148	319, 600	352, 400			
149	319, 800	352, 700			
150	320, 000	353, 100			
151	320, 300	353, 500			
152	320, 600	353, 900			
153	321, 000	354, 200			
154	321, 200				
155	321, 400				
156	321, 700				
157	322, 000				
158	322, 300				
159	322, 600				
160	322, 900				
161	323, 300				
162	323, 600				
163	323, 900				
164	324, 200				
165	324, 600				
166	324, 900				
167	325, 200				

	168	325,500						
	169	325,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		250,800	271,900	279,500	290,400	307,500	346,400	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員（教育職給料表を適用される職員<u>（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものを除く。）</u>を除く。第3項（第8項において準用する場合を含む。）、第4項（第8項において準用する場合を含む。）、第6項、第8項及び次条第2項において同じ。）には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したものの中のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員（教育職給料表を適用される職員を除く。第3項（第8項において準用する場合を含む。）、第4項（第8項において準用する場合を含む。）、第6項、第8項及び次条第2項において同じ。）には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したものの中のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正</p>

して支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

2～8 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第21条の2 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して人事委員会規則で定める。

3～5 [略]

規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

2～8 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第21条の2 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 [略]

別表第3（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

[略]

備考(1) [略]

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額にあってはこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額にあってはこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

[略]

備考(1) [略]

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額にあってはこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額にあってはこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

[略]

備考(1) [略]

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

[略]

備考(1) [略]

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号。以下「職員勤務時間条例」という。）第10条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条第1項及び第25条第1項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、へき地手当（第21条の5の規定による手当を含む。）、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当</p>	<p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号。以下「職員勤務時間条例」という。）第10条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条第1項及び第25条第1項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、へき地手当（第21条の5の規定による手当を含む。）、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当（武</p>

及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）を除いたものとする。

2 [略]

（地域手当）

第11条の2 [略]

2 [略]

地域の区分		割合
[略]	[略]	[略]
3級地	名古屋市	<u>100分の13</u>
4級地	仙台市	<u>100分の5.5</u>
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

3～5 [略]

（通勤手当）

第11条の7 [略]

2 [略]

力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）を除いたものとする。

2 [略]

（地域手当）

第11条の2 [略]

2 [略]

地域の区分		割合
[略]	[略]	[略]
3級地	名古屋市	<u>100分の14</u>
4級地	仙台市	<u>100分の5</u>
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

3～5 [略]

（通勤手当）

第11条の7 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 支給単位期間につき、自動車等のうち人事委員会規則で定めるものを使用する職員にあっては7万700円を、その他の職員にあっては3万8,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して人事委員会規則で定める額(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第2号に掲げる職員のうち、駐車場等(自動車等の駐車のための施設であって人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) 次に掲げる額の合計額

ア 5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額
イ 前号に定める額

(4) 前項第3号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 交

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等のうち人事委員会規則で定めるものを使用する職員にあっては5万6,700円を、その他の職員にあっては3万8,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して人事委員会規則で定める額(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、

通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第3号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び第3号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額

自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

又は第3号に定める額

3・4 [略]

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 [略]

第11条の8 [略]

(在宅勤務等手当)

第11条の9 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3・4 [略]

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 [略]

第11条の8 [略]

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関する必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第13条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料、管理職手当、初任給調整手当、給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当、在宅勤務等手当、給料の月額に対する特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。）及びへき地手当（第21条の5の規定による手当を含む。）、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当並びに農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

(期末手当)

第19条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（行政職給

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第13条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料、管理職手当、初任給調整手当、給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当、給料の月額に対する特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。）及びへき地手当（第21条の5の規定による手当を含む。）、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当並びに農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

(期末手当)

第19条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給

料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第20条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の106.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4） [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 [略]

（勤勉手当）

第20条 [略]

2 [略]

（1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職

料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第20条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の107.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4） [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 [略]

（勤勉手当）

第20条 [略]

2 [略]

（1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職

員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(企業職員の給与の種類及び基準)

第24条 企業職員に支給する給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び

員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(企業職員の給与の種類及び基準)

第24条 企業職員に支給する給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当とす

災害派遣手当とする。

2・3 [略]

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第25条 技能労務職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当とする。

2～4 [略]

る。

2・3 [略]

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第25条 技能労務職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当とする。

2～4 [略]

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年宮城県条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条 [略]	第2条 [略]

(1)～(20) [略]

(21) 削除

(22)～(42) [略]

第24条 削除

(1)～(20) [略]

(21) 多学年学級担当手当 (第24条)

(22)～(42) [略]

(多学年学級担当手当)

第24条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の 2 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級 (人事委員会規則で定めるものを含む。) を担当する給与条例別表第 3 に定める教育職給料表(2)の適用を受ける職員で次に掲げる職員以外のものが当該学級における授業又は指導で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

(1) 2 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数 (人事委員会規則で定める時間数をいう。以下同じ。) の 2 分の 1 に満たない職員

(2) 2 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が 1 週間につき 12 時間に満たない職員
2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日 1 日につき、

次の各号に掲げる授業又は指導の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 350円

(2) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 290円

(教員特殊業務手当)

第26条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 前項第1号イ及びウの業務 8,000円

(3)・(4) [略]

(併給禁止)

第46条 [略]

(1)～(7) [略]

(教員特殊業務手当)

第26条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 前項第1号イ及びウの業務 7,500円

(3)・(4) [略]

(併給禁止)

第46条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 多学年学級担当手当

2～7 [略]

2～7 [略]

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第4条 [略]		第4条 [略]	
号 傅	給 料 月 額	号 傅	給 料 月 額
1	円 <u>408,200</u>	1	円 <u>395,200</u>
2	458,600	2	443,600
3	512,100	3	496,000
4	578,600	4	559,500
5	660,300	5	639,200
6	771,100	6	746,000
7	900,200	7	871,100

2～4 [略]

2～4 [略]

(給与条例の適用除外等)

第5条 [略]

2 特定期付職員に対する給与条例第11条の3、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「特定任期付職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の107.5、特定任期付職員にあっては100分の97.5」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の127.5」とあるのは「100分の127.5、特定任期付職員にあっては100分の90」とする。

(給与条例の適用除外等)

第5条 [略]

2 特定期付職員に対する給与条例第11条の3、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「特定任期付職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の105、特定任期付職員にあっては100分の95」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の125、特定任期付職員にあっては100分の87.5」とする。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第11条の3、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「特定任期付職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の106.25</u>、特定任期付職員にあっては<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第20条第2項第1号中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の126.25</u>、特定任期付職員にあっては<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第11条の3、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「特定任期付職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の107.5</u>、特定任期付職員にあっては<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第20条第2項第1号中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>、特定任期付職員にあっては<u>100分の90</u>」とする。</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第5条 [略]	第5条 [略]
号 傅	号 傅
	給 料 月 額
1	円 <u>431,400</u>
2	<u>494,900</u>
3	<u>560,500</u>
4	<u>647,100</u>
5	<u>752,000</u>
6	<u>857,800</u>
2 [略]	2 [略]
号 傅	号 傅
	給 料 月 額
1	円 <u>360,900</u>
	給 料 月 額
1	円 <u>348,800</u>

2	<u>398, 200</u>
3	<u>427, 400</u>

3～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第6条 [略]

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の107.5、任期付研究員条例第5条第1項又は第2項の給料表の適用を受ける職員にあっては100分の177.5」とする。

2	<u>385, 100</u>
3	<u>413, 300</u>

3～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第6条 [略]

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の105、任期付研究員条例第5条第1項又は第2項の給料表の適用を受ける職員にあっては100分の172.5」とする。

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条　[略]</p> <p>2　第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の106.25</u>、任期付研究員条例第5条第1項又は第2項の給料表の適用を受ける職員にあっては<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条　[略]</p> <p>2　第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の107.5</u>、任期付研究員条例第5条第1項又は第2項の給料表の適用を受ける職員にあっては<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条、第5条及び第7条の規定並びに次項から附則第5項まで及び附則第8項の規定　公布の日

(2) 第2条及び第4条の規定並びに附則第6項の規定 令和8年1月1日

(3) 第3条、第6条及び第8条の規定並びに附則第7項の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定（第19条及び第20条の規定を除く。）、第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定（第5条の規定を除く。）及び第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「新任期付研究員条例」という。）の規定（第6条の規定を除く。）は令和7年4月1日から、新給与条例第19条及び第20条の規定、新任期付職員条例第5条の規定並びに新任期付研究員条例第6条の規定は同年12月1日から適用する。

（一部適用日前の異動者の号俸の調整）

3 令和7年4月1日（以下「一部適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の一部適用日における号俸については、その者が一部適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 新給与条例第12条の3第2項の規定は、令和4年4月2日から一部適用日の前日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって職員の給与に関する条例第12条の2第1項に規定する特地公署又は同条例第12条の3第1項に規定する準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮城県条例第3号）第12条の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宮城県条例第49号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

（給与の内扱）

5 新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第5条の規定による改正前的一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前的一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する経過措置)

6 第2条の規定の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって第2条の規定の施行の日の前日までに同法第25条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する職員の給与に関する条例の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地域手当に関する経過措置)

7 第3条の規定の施行の日から令和8年10月1日までの間に同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第11条の2の規定の適用を受けている職員がその在勤する公署を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する公署が移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同条例第11条の5第1項の規定の適用については、同項第1号中「又は3級地の項に定める割合である場合にあっては、同表4級地の項に定める割合をいい、異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定され当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合をいう」とあるのは、「、3級地の項又は4級地の項に定める割合である場合にあっては、100分の5」とする。

(人事委員会規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 総則（第1条— <u>第8条</u> ）	第1章 総則（第1条— <u>第14条</u> ）
<u>第2章 旅費の種目及び内容（第9条—第24条）</u>	<u>第2章 内国旅行の旅費（第15条—第30条）</u>
<u>第3章 雜則（第25条—第33条）</u>	<u>第3章 外国旅行の旅費（第31条—第40条の2）</u>
附則	附則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 [略]	第1条 [略]
2 県が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、 他の条例に特別の <u>定め</u> がある場合のほか、この条例の定めると	2 県が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、 他の条例に特別の <u>定</u> がある場合のほか、この条例の定めると

ころによる。

(用語の意義)

第2条 [略]

(1) [略]

(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(3) [略]

(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者（県費負担教職員にあっては市町村の教育委員会又はその委任を受けた者をいい、その他の職員にあっては任命権者又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(5) [略]

ろによる。

(用語の意義)

第2条 [略]

(1) [略]

(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び知事が規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(3) [略]

(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(5) [略]

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(8) [略]

(9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、県と旅行役務提供契約（旅行業者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(7) 扶養親族 内国旅行にあっては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(8) [略]

2 この条例において「職務の級」とは、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

（旅費の支給）

第3条 [略]

2～5 [略]

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で次の各号に掲げるものを旅費として支給することができる。

（1） 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第10条第1項各号、第

2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 [略]

2～5 [略]

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に掲げるものを旅費として支給することができる。

（1） 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額

11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項第1号から第3号までに掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額

(2) 旅行雑費、宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び外国旅行雑費については、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第21条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が

で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受けた者が、当該旅行について支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 第35条第2項各号に掲げる料金等の額で当該旅行について支給を受けることができた額の範囲内の額

認めた額

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に掲げる金額を旅費として支給することができる。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したもの）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に掲げる金額を、旅費として支給することができる。ただし、その額は現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、

購入金額のうち、未使用分に相当する金額を差し引いた額

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（次項から第5項まで及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならぬ。

(1)・(2) [略]

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、該当各号に掲げる区分により、県費負担教職員にあっては市町村の教育委員会又はその委任を受けた者、その他の職員にあっては任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行なわなければならぬ。

(1)・(2) [略]

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発する

発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令票又は旅行依頼票（以下この項から第6項までにおいて「旅行命令票等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。
- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令票等の記載事項及び様式は、規則で定める。

ことができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令票又は旅行依頼票（以下「旅行命令票等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行なわなければならない。ただし、旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令票等の記載事項及び様式は、知事が規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 [略]

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 [略]

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、外国旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、本邦内の旅行に伴う雑費について、当該旅行中の日数に応じた1日当たりの定額又は実費額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、当該移転のために当該移転後の住所又は居所以外の場所で宿泊を要した場合に定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支

給する。

12 外国旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、当該出張中の日数に応じた1日当たりの定額又は実費額により支給する。

13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

14 内国旅行のうち第26条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

15 外国旅行のうち第39条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合
のほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上
の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除
き、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては
200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて
1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を
生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合
は、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定
により計算した日数による。

第9条 旅行者が、同一地域（本邦にあっては市町村の存する地
域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地
域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいう。以下同
じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域
に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合に

はその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 削除

第11条 1日の旅行において外国旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうち宿泊料に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による外国旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第7条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）並びに外国旅行雑費を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に

して算定する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出又は支払をする者（第3項及び第4項並びに第32条第1項及び第2項において「支出担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 [略]

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規

区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2～4 [略]

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規

定する給与の種類は、規則で定める。

定する給与の種類は、知事が規則で定める。

(証人等の旅費)

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定がある場合のほか、任命権者が知事に協議して定める旅費とする。

第2章 旅費の種目及び内容

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、外国旅行雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

2 内国旅行のうち第24条第1項に規定する旅行については、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この

2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法
(大正10年法律第76号) 第1条第1項に規定する軌道、外国に
おけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。
次項及び第13条第1項において同じ。)を利用する移動に要する
費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号まで
に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うもの
であつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計
額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であ
って運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下

条において「運賃」という。)及び急行料金並びに座席指定料金
による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合
には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の
場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料
金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該
当する場合に限り、支給する。ただし、公務上の必要又は天災

級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

その他やむを得ない事情による場合で、任命権者が知事に協議して定めるものについては、この限りでない。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項、第13条第1項及び第22条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合

(船賃)

第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金並びに座席指定料金による。

計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶によ

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

り職務の級が 6 級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級) の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項、次条第1項及び第22条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分さ

第17条 削除

(航空賃)

第18条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

れた航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
ただし、外国旅行の場合であって、次の各号に掲げるときは、
当該各号に定める額とする。

- (1) 職務の級が 7 級以上の者が移動するとき及び職務の級が 6 級又は 5 級の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額
- (2) 運賃の等級が 3 以上に区分された航空機により職務の級が 7 級以上の者が移動するとき及び職務の級が 6 級又は 5 級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- (3) 職務の級が 4 級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(車賃)

第13条 車賃は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号

(車賃)

第19条 車賃の額は、1 キロメートルにつき47円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車

に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(4) 自家用自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号に規定する軽車両であつて、

賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 前項の規定にかかわらず、自家用自動車等を利用して旅行する場合(旅行命令権者の承認を受けて旅行する場合に限る。以下同じ。)の車賃の額は、1キロメートルにつき32円とする。

3 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

自己の用に供するものをいう。)を利用する移動に要する費用

2 前項第4号に掲げる費用の額は、路程1キロメートルにつき30円とし、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、第7条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

(旅行雑費)

第14条 旅行雑費は、内国旅行に要する雑費とし、その額は、有料の道路又は駐車場の料金その他内国旅行に必要なものとして任命権者が知事に協議して定める費用（公務のため特に必要とするものに限る。）の額とする。

(旅行雑費)

第20条 旅行雑費の額は、別表第1の定額による。ただし、次の各号に掲げる場合には、旅行雑費は、支給しない。

- (1) 全路程において公用の交通機関を利用して旅行する場合
- (2) 全路程において自家用自動車等を利用して旅行する場合
（当該路程の一部において公用の交通機関を利用して旅行する場合を含む。）
- (3) 知事が定める地域内において旅行する場合

2 前項に定めるもののほか、旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により当該旅行に伴い有料の道路又は駐車場の料金その他任命権者が知事に協議して定める料金を支払

った場合には、旅行雑費として当該料金の実費額を支給することができる。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、
国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。次条
第1項及び第3項並びに第23条において「省令」という。）別表
第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、こ
れらの表の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるた
めの費用とし、その額は、1夜につき省令別表第3第1号の表
又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げ
る額とする。

2 次の各号に掲げる場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかか
わらず、当該各号に定める額とする。

(1) 宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当する

(宿泊料)

第21条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額に
よる。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要
又は天災、その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿
泊した場合に限り、支給する。

ものが含まれる場合 前項に規定する額の 2 分の 1 の額

(2) 宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 零円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第 3 第 1 号の表又は第 2 号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げる額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは旅行雑費（家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）又は外国旅行雑費に食費に相当するものが含まれる場合には、宿泊手当は支給しない。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(食卓料)

第22条 食卓料の額は、別表第 1 の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項

第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

り、支給する。

(移転料)

第23条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤庁から新在勤庁までの路程に応じた別表第1の定額による額
(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない

事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新住所又は新居所に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額

(着後手当)

第24条 着後手当の額は、赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の当該赴任に伴う住所又は居所の移転のために当該移転後の住所又は居所以外の場所で現に宿泊を要した夜数（その夜数が5夜を超える場合は、5夜）分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第25条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤庁から新在勤庁まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに定額によ

に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に家族を職員の住所又は居所（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新住所又は新居所）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

る旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合のほか、第23条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧住所又は旧居所から新住所又は新居所までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第20条 同一市町村内における在勤庁の変更に伴う旅行について
は、公設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除
くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(外国旅行雑費)

第21条 外国旅行雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、
予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨
交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして

任命権者が知事に協議して定める費用の額とする。

(本邦通過の場合の旅費)

第22条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

(死亡手当)

第23条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5に掲げる額とする。

(日額旅費)

第24条 第9条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、常時又は定期的に出張を要する職員の出張のうち当該出張の性質上日額旅費を支給することを適當と認めて任命権者が

(日額旅費)

第26条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、常時又は定期的に出張を要する職員の出張のうち当該出張の性質上日額旅費を支給することを適當と認めて任命権者が

知事に協議して定めるものとする。

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が知事に協議して定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第9条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。

知事に協議して定めるものとする。

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が知事に協議して定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。

第27条 削除

(近距離旅行の旅費)

第28条 同一地域内の旅行及び在勤庁から8キロメートル以内の地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料を支給する。

2 前項ただし書の規定により移転料の額を計算する場合において

第3章 雜則

(退職者等の旅費)

第25条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が知事に協議して定めるものとする。

て、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職者等の旅費)

第29条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第26条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が知事に協議して定めるものとする。

した退職等を知った日にいた地から旧在勤庁までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤庁を旧在勤庁とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第30条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤庁までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算

した死亡地から新在勤庁までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第25条第1項第1号の規定に準じて計算した住所又は居所から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第31条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、この章に規定するところによるものとし、本邦を出発した日からの旅行

又は本邦に到着した日までの旅行については本章に規定する定額による外国旅行雑費及び食卓料を支給し、前章に規定する定額による旅行雑費及び食卓料は支給しない。

(鉄道賃)

第32条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を3以上階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 7級以上の職務にある者については、最上級の運賃

イ 6級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、最上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 6級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座

席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、
その座席のために現に支払った運賃

(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第33条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、7級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、6級以下の職務にある者については7級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を 3 に区分する船舶による旅行の場合には、7 級以上の職務にある者については中級の運賃、6 級以下の職務にある者については下級の運賃

ウ 最上級の運賃を 2 に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 6 級以上の職務にある者が公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第34条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を 3 以上の階級に区分する航空路による旅行

の場合には、次に規定する運賃

ア 7級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行として知事が規則で定めるもの（以下「特定航空旅行」という。）をする6級又は5級の職務にある者について
は、最上級の直近下位の級の運賃

イ 6級以下の職務にある者（アに該当する者を除く。）については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 7級以上の職務にある者及び特定航空旅行をする6級又は5級の職務にある者については、上級の運賃

イ 6級以下の職務にある者（アに該当する者を除く。）については、最上級の直近下位の級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(外国旅行雑費)

第35条 外国旅行雑費の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 前項に定めるもののほか、旅行者が次に掲げる料金等を支払った場合には、外国旅行雑費として当該料金等の実費額を支給することができる。

(1) 旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他これらに類するものとして任命権者が知事に協議して定めるもの

(2) 外国旅行に必要となる物品の賃借料、外国旅行に係る損害保険及び傷害保険の保険料その他これらに類するものとして任命権者が知事に協議して定めるもの

(宿泊料及び食卓料)

第36条 宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第32条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第21条第2項及び第22条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

第37条 削除

(死亡手当)

第38条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には、別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第30条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第30条第2項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第39条 第6条第1項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、漁業監視のための旅行その他旅行先の特別の事情により別表第2の定額による旅費を支給することが適當でないと認め
て知事が指定する旅行とする。

2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、そのつど任命権者が知事に協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準をこえることができない。

(退職者等の旅費)

第40条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦へ旅行した場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当

の定額による外国旅行雑費及び宿泊料。ただし、定額による外国旅行雑費については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ　出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤庁までの前職務相当の旅費

(この条例に定めのない事項)

第40条の2　第31条から前条までに規定するものほか、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により支給する。

(証人等の旅費)

第27条　第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合のほか、任命権者が知事に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第28条　鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（第13条第1項第4号に

掲げる費用を除く。) (家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。) に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項第1号から第3号までに掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 旅行雑費、宿泊費、転居費、着後滞在費 (宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費 (宿泊手当に相当する部分を除く。) 及び外国旅行雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第21条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(この条例に定めのない事項)

第29条 この条例に規定するものほか、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律 (昭和25年法律第114号) の規定の例により支給する。

第4章 雜則

(旅費の調整)

第30条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 [略]

第31条 [略]

(旅費の返納)

第32条 支出担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づき任命権者が知事に協議して定める事項に違反して旅費の支給又は旅

(旅費の調整)

第41条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 [略]

第42条 [略]

費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づき任命権者が知事に協議して定める事項に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者がその後においてその者に對し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(実施規定)

第33条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 [略]

(経過措置)

(実施規定)

第43条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、知事が規則で定める。

附 則

1・2 [略]

(経過措置)

3 第33条の規定による規則が制定施行されるまでの間は、同条に規定する実施のための手続その他その執行については、なお、従前の例による。

4 この条例施行の際、旧条例の規定による任命権者の定めで現に効力を有するものは、この条例に抵触しない限り、この条例の規定に基づく任命権者の定めがなされるまでの間は、なお、その効力を有する。

5～8 [略]

3 第43条の規定による規則が制定施行されるまでの間は、同条に規定する実施のための手続その他その執行については、なお、従前の例による。

4 この条例施行の際、旧条例の規定による任命権者の定めで現に効力を有するものは、この条例に抵触しない限り、この条例の規定に基づく任命権者の定めがなされるまでの間は、なお、その効力を有する。

5～8 [略]

別表第1及び別表第2を削る。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和26年宮城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(知事等の旅費) 第11条 [略] 2 旅費の <u>種目</u> は、職員の例による。	(知事等の旅費) 第11条 [略] 2 旅費の <u>種類</u> は、職員の例による。

3 [略]

(1) 鉄道賃及び船賃については、職員の例により計算した額とする。ただし、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道又は船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。

(2) 航空賃については、職員の例により計算した額とする。ただし、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合であって次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める額とする。

ア 知事が移動するとき 最上級の運賃の額

イ 内国旅行の場合であって、知事等（知事を除く。以下この号において同じ。）が移動するとき 最下級の運賃の額

ウ 外国旅行の場合であって、知事等が移動するとき（エに掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

エ 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により知事等が移動するとき 最上級の直近

3 [略]

(1) 内国旅行に係る鉄道賃については、給与条例別表第1に定める行政職給料表（以下単に「行政職給料表」という。）の10級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額（特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、当該同一の額に特別車両料金を加算した額）とする。

(2) 内国旅行に係る船賃については、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この号において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

ア 運賃の等級を3階級又は2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃（上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の運賃）

イ 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

ウ 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合に

下位の級の運賃の額

(3) 宿泊費については、別表第2に掲げる額を限度として職員の例により計算した額とする。

は、ア又はイに規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

エ イの規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、イに規定する運賃及びウに規定する寝台料金のほか、特別船室料金
オ 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、アからエまでに規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(3) 内国旅行に係る航空賃並びに外国旅行に係る鉄道賃及び船賃については行政職給料表の10級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額とし、車賃、定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、定額による外国旅行雑費及び死亡手当については別表第2及び別表第3に掲げる額とする。

(4) 外国旅行に係る航空賃については、次に規定する旅客運賃（以下この号において「運賃」という。）による。

ア 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の運賃

イ 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃

ウ 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

エ 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、アからウまでに規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

(4) [略]

4 [略]

(委員等の費用弁償)

第12条 [略]

2 費用弁償の種目は、法令に定めがある場合のほか、職員の旅費の例による。

3 [略]

(1) 監査委員の費用弁償の額は、鉄道賃及び船賃については知事等の例により計算した額とし、航空賃については知事等（知事を除く。）の例により計算した額とし、宿泊費につい

(5) [略]

4 [略]

(委員等の費用弁償)

第12条 [略]

2 費用弁償の種類は、法令に定めがある場合のほか、職員の旅費の例による。

3 [略]

(1) 監査委員の費用弁償の額は、鉄道賃、船賃及び航空賃については知事等に支給される旅費の額と同一の額とし、車賃、定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、定額に

ては別表第2に掲げる額を限度として職員の例により計算した額とし、その他の費用弁償については職員の例により計算した額とする。

(2) 別表第1の旅費欄に職務の級の定めがある者の費用弁償の額は、当該職務の級にある職員の例により計算した額とする。

(3) 前2号に掲げる者以外のものの費用弁償の額は、鉄道賃、船賃及び航空賃については給与条例別表第1に定める行政職給料表の10級の職務にある職員の例により計算した額とし、宿泊費については別表第2に掲げる額を限度として職員の例により計算した額とし、その他の費用弁償については職員の例により計算した額とする。

4 [略]

による外国旅行雑費及び死亡手当については別表第2及び別表第3に掲げる額とする。

(2) 別表第1の旅費欄に職務の級の定めがある者の費用弁償の額は、当該職務の級にある職員が支給される旅費額と同一の額

(3) 前2号に掲げる者以外のものの費用弁償の額は、鉄道賃、船賃及び航空賃については行政職給料表の10級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額とし、車賃、定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、定額による外国旅行雑費及び死亡手当については別表第2及び別表第3に掲げる額とし、その他の費用弁償については職員の旅費の例により計算した額とする。

4 [略]

別表第2を次のように改める。

別表第2 宿泊費（第11条、第12条関係）

区分	宿泊費の額
----	-------

知 事	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の内閣総理大臣等の欄に掲げる額
その他の者	国家公務員等の旅費支給規程別表第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の指定職職員等の欄に掲げる額

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例第30号」という。）及び第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例第1号」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例第30号及び新条例第1号の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第30号第3条第6項及び第7項（新条例第1号第11条第4項又は第12条第4項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定は、これらの項に規定する者が新条例第30号第3条第1項、第2項、第4項及び第5項（新条例第1号第11条第4項又は第12条第4項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）並びに新条例第1号第11条第1項及び第12条第1項の規定により旅費又は費用弁償の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員等の旅費に関する条例第3条第1項、

第2項、第4項及び第5項（改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例第1号」という。）第11条第4項又は第12条第4項の規定によりこれらの規定の例によることとされた場合を含む。）並びに旧条例第1号第11条第1項及び第12条第1項の規定により旅費又は費用弁償の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第30号第32条（新条例第1号第11条第4項又は第12条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、新条例第30号若しくは新条例第30号に基づく規則の規定又は新条例第30号に基づき任命権者が知事に協議して定める事項に違反して旅費又は費用弁償の支給を受けた場合について適用する。

手数料条例の一部を改正する条例

第1条 手数料条例（平成12年宮城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																	
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納 入 義 務 者</th><th>徴収の時期</th><th>手 数 料 の 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>40の2 [略]</td><td>[略]</td><td>(1) [略]</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>(2) <u>スキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき20円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</u></td></tr> </tbody> </table>	納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額	[略]	[略]	[略]	40の2 [略]	[略]	(1) [略]			(2) <u>スキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付</u>			<u>フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき20円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</u>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納 入 義 務 者</th><th>徴収の時期</th><th>手 数 料 の 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>40の2 [略]</td><td>[略]</td><td>(1) [略]</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>(2) <u>スキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき20円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>(3) <u>スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリ</u></td></tr> </tbody> </table>	納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額	[略]	[略]	[略]	40の2 [略]	[略]	(1) [略]			(2) <u>スキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付</u>			<u>フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき20円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</u>			(3) <u>スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリ</u>
納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額																																
[略]	[略]	[略]																																
40の2 [略]	[略]	(1) [略]																																
		(2) <u>スキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付</u>																																
		<u>フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき20円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</u>																																
納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額																																
[略]	[略]	[略]																																
40の2 [略]	[略]	(1) [略]																																
		(2) <u>スキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付</u>																																
		<u>フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき20円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</u>																																
		(3) <u>スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリ</u>																																

		<p>ができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下(2)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき100円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p>		<p>メートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(4) スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下(4)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき100円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p>
40の3 [略]	[略]	<p>(1) [略]</p> <p>(2) スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる</p>	40の3 [略]	<p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) スキャナにより読み取つてできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下(2)において同じ。)に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき20円に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる</p>

		ものに限る。以下(2)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 (3) スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するが可能なものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき100円に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額		ものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 (4) スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するが可能なものに限る。以下(4)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき100円に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
	[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]		[略]	[略]
2	[略]		2	[略]

第2条 手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)																		
第2条 [略]	第2条 [略]																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>納 入 義 務 者</th><th>徴収の時期</th><th>手 数 料 の 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>40の2 [略]</td><td>[略]</td><td>(1) [略] (2) スキャナにより読み取つ</td></tr> </tbody> </table>	納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額	[略]	[略]	[略]	40の2 [略]	[略]	(1) [略] (2) スキャナにより読み取つ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納 入 義 務 者</th><th>徴収の時期</th><th>手 数 料 の 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>40の2 [略]</td><td>[略]</td><td>(1) [略] (2) スキャナにより読み取つ</td></tr> </tbody> </table>	納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額	[略]	[略]	[略]	40の2 [略]	[略]	(1) [略] (2) スキャナにより読み取つ
納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額																	
[略]	[略]	[略]																	
40の2 [略]	[略]	(1) [略] (2) スキャナにより読み取つ																	
納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額																	
[略]	[略]	[略]																	
40の2 [略]	[略]	(1) [略] (2) スキャナにより読み取つ																	

		<p>てできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>60円</u>に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下(3)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>70円</u>に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p>		<p>てできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>50円</u>に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下(3)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>100円</u>に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p>
40の3　[略]	[略]	<p>(1)　[略]</p> <p>(2)　スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>60円</u>に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(3)　スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適</p>	40の3　[略]	<p>[略]</p> <p>(1)　[略]</p> <p>(2)　スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>50円</u>に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(3)　スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適</p>

		合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき <u>70円</u> に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
[略]	[略]	[略]
267 [略]	[略]	[略]
<u>267の2 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく支部報告書等の写しの交付を請求し、その交付を受ける者</u>	<u>交付を受けるとき</u>	<p>(1) 複写機により用紙に複写したものの交付 用紙1枚につき10円</p> <p>(2) スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に当該支部報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき70円に当該支部報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p>
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

2 [略]

		合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき <u>100円</u> に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
[略]	[略]	[略]
267 [略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の手数料条例第2条第1項の表40の2の項及び40の3の項の規定は、この条例の施行の日以後に請求される開示又は交付に係る手数料について適用し、同日前に請求された開示又は交付に係る手数料については、なお従前の例による。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年宮城県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号。以下「給与条例」という。）別表第3の教育職給料表の適用を受ける者に限り、指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）を除く。第3項において同じ。）のうちその属する職務の級が当該給料表の1級、2級又は特2級である職員には、給料月額（給与条例附則第35項、第40項又は第41項の規定による額の支給を受ける職員にあっては、当該支給に係る額）の<u>100分の10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p>	<p>（教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号。以下「給与条例」という。）別表第3の教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項及び第5項において同じ。）のうちその属する職務の級が当該給料表の1級、2級又は特2級である職員には、給料月額（給与条例附則第35項、第40項又は第41項の規定による額の支給を受ける職員にあっては、当該支給に係る額）の<u>100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p>

2・3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

(教職調整額に関する特例)

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

2・3 [略]

附 則

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の規定による教職調整額並びに職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、改正後の第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

文化財保護条例の一部を改正する条例

文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章～第9章 [略]	第1章～第9章 [略]
第10章 雜則（第51条 <u>～</u> 第53条）	第10章 雜則（第51条 <u>・</u> 第52条）
附則	附則
第50条 [略]	第50条 [略]
第10章 [略]	第10章 [略]
<u>(事務処理の特例)</u>	
<u>第51条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により、別表第1号の表の左欄</u>	

に掲げる教育委員会の権限に属する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

(申請等の受理等の特例)

第52条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定により、別表第2号の表の左欄に掲げる教育委員会への申請等はそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村が受理することとし、別表第3号の表の左欄に掲げる教育委員会の処分等はそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村が伝達することとする。

第53条 [略]

別表 (第51条、第52条関係)

(1) 市町村が処理する事務の範囲等

事務	市町村
1 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	仙台市
(1) 法第92条の規定による届出の受理等	
(2) 法第94条第1項から第4項までの規定による通知の受理等 (仙台市、東日本電信電話株式会社)	
（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59	

(申請等の受理等の特例)

第51条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により、別表第1号の表の左欄に掲げる教育委員会への申請等はそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村が受理することとし、別表第2号の表の左欄に掲げる教育委員会の処分等はそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村が伝達することとする。

第52条 [略]

別表 (第51条関係)

年法律第85号) 第1条の2第2項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。) 又は公益財団法人仙台市建設公社(以下「仙台市等」と総称する。)が仙台市の区域内に存する周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合に係るものに限る。)

(3) 法第97条第1項から第4項までの規定による通知の受理等(仙台市等が仙台市の区域内に存する遺跡と認められるものを発見したときに係るものに限る。)

2 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第92条の規定による届出の受理等
(2) 法第93条の規定による届出の受理等
(3) 法第94条第1項から第4項までの規定による通知の受理等(白石市、白石市土地開発公社又は東日本電信電話株式会社(以下「白石市等」と総称する。)が白石市の区域内に存する周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合に係るものに限る。)

(4) 法第96条第1項から第3項まで、第5項、第7項及び第8項の規定による届出の受理等

(5) 法第97条第1項から第4項までの規定による通知の受理等(白石市等が白石市の区域内に存する遺跡と認められるものを発見したときに係るものに限る。)

白石市

3 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第92条の規定による届出の受理等
(2) 法第93条の規定による届出の受理等
(3) 法第94条第1項から第4項までの規定による通知の受理等(多賀城市、多賀城市土地開発公社又は東日本電信電話株式会社(以下「多賀城市等」と総称する。)が多賀城市的区域内に存する周知の

多賀城市

埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合に係るものに限る。)

(4) 法第96条第1項から第3項まで、第5項、第7項及び第8項の規定による届出の受理等

(5) 法第97条第1項から第4項までの規定による通知の受理等（多賀城市等が多賀城市の区域内に存する遺跡と認められるものを発見したときに係るものに限る。）

(2) [略]

申 請 等	市 町 村
1 法に基づく申請のうち、次に掲げるもの <u>(1) 法第53条第1項の規定による許可の申請（公開に係る重要文化財が県の区域内に存するもののみである場合（仙台市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が仙台市の区域内に存するもののみである場合を除く。）に限る。）</u>	
<u>(2) 法第125条第1項の規定による許可の申請（文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからヲまでに掲げる現状変更等（同号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が一の市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体が県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を<u>教育委員会</u>が定めている区域を除く。以下「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が一の特定区域内に存する</u>	[略]

(1) [略]

申 請 等	市 町 村
1 法に基づく申請等のうち、次に掲げるもの <u>(1) 法第92条第1項の規定による届出</u> <u>(2) 法第94条第1項及び第3項の規定による通知等</u> <u>(3) 法第97条第1項及び第3項の規定による通知等</u> <u>(4) 法第125条第1項の規定による許可の申請（文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからヲまでに掲げる現状変更等（同号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が一の市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体が県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を<u>県教育委員会</u>が定めている区域を除く。以下「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が一の特定区域内に存す</u>	[略]

<p>場合並びに同号ヲに規定する指定区域が一の特定区域内に存する場合を除くものとし、同号イからチまでに掲げる現状変更等にあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。) に係るものに限る。)</p>		<p>場合並びに同号ヲに規定する指定区域が一の特定区域内に存する場合を除くものとし、同号イからチまでに掲げる現状変更等にあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。) に係るものに限る。)</p>
<p><u>2 法第43条第1項の規定による許可の申請 (令第5条第3項第1号イ及びロに掲げる現状変更等 (仙台市の区域内において行われる場合を除く。) に係るものに限る。)</u></p>	<p>[略]</p>	<p><u>2 法に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>法第43条第1項の規定による許可の申請 (令第5条第3項第1号イ及びロに掲げる現状変更等 (仙台市の区域内において行われる場合を除く。) に係るものに限る。)</u> (2) <u>法第53条第1項の規定による許可の申請 (公開に係る重要文化財が県の区域内に存するもののみである場合 (仙台市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が仙台市の区域内に存するもののみである場合を除く。) に限る。)</u> (3) <u>法第93条第1項の規定による届出</u> (4) <u>法第96条第1項の規定による届出</u></p>
<p><u>3 法に基づく届出等のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>法第92条第1項の規定による届出</u> (2) <u>法第93条第1項の規定による届出</u> (3) <u>法第94条第1項及び第3項の規定による通知等</u> (4) <u>法第96条第1項の規定による届出</u> (5) <u>法第97条第1項及び第3項の規定による通知等</u></p>	<p>石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 藏王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 豊里町 山元町</p>	<p>[略]</p>

		松島町 七ヶ 浜町 利府町 大和町 大 郷町 大衡村 色麻町 加 美町 涌谷町 美里町 女 川町 南三陸 町	
4	法に基づく通知等のうち、次に掲げるもの	仙台市 白石 市 多賀城市	
	(1) 法第94条第1項及び第3項の規定による通知等（別表第1号の表1の項(2)、2の項(3)及び3の項(3)に掲げる事務に係るものを除く。）		
	(2) 法第97条第1項及び第3項の規定による通知等（別表第1号の表1の項(3)、2の項(5)及び3の項(5)に掲げる事務に係るものを除く。）		
5	[略]	[略]	
6	[略]	[略]	

(3) [略]

処 分 等	市 町 村
1 [略]	
(1)・(2) [略]	
(3) 法第53条第1項、第3項及び第4項の規定による許可等（公開に係る重要文化財が県の区域内に存するもののみである場合（仙台市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が仙台市の区域内に存するもののみである場合を除く。）に限る。）	[略]
(4)・(5) [略]	

		3 [略]	[略]
		4 [略]	[略]

(2) [略]

処 分 等	市 町 村
1 [略]	
(1)・(2) [略]	
(3)・(4) [略]	[略]
(5) 法第92条第2項の規定による指示等	
(6) 法第94条第2項及び第3項の規定による通知	

<p>(6) [略]</p> <p>(7) 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収（(6)に掲げる許可に係るものに限る。）</p>		<p>等</p> <p>(7) 法第97条第2項及び第3項の規定による通知等</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収（(8)に掲げる許可に係るものに限る。）</p>	
<p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第53条第1項、第3項及び第4項の規定による許可等（公開に係る重要文化財が県の区域内に存するもののみである場合（仙台市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が仙台市の区域内に存するもののみである場合を除く。）に限る。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第93条第2項の規定による指示</p> <p>(5) 法第96条第2項、第5項、第7項及び第8項の規定による命令等</p>	<p>[略]</p>
<p>3 法に基づく処分等のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第92条第2項の規定による指示等</p> <p>(2) 法第93条第2項の規定による指示</p> <p>(3) 法第94条第2項及び第3項の規定による通知等</p> <p>(4) 法第96条第2項、第5項、第7項及び第8項の規定による命令等</p> <p>(5) 法第97条第2項及び第3項の規定による通知等</p>	<p>石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 藏王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理</p>		

		<p>町 山元町</p> <p>松島町 七ヶ</p> <p>浜町 利府町</p> <p>大和町 大</p> <p>郷町 大衡村</p> <p>色麻町 加</p> <p>美町 涌谷町</p> <p>美里町 女</p> <p>川町 南三陸</p> <p>町</p>	
4	法に基づく通知等のうち、次に掲げるもの	仙台市 白石 市 多賀城市	
	(1) 法第94条第2項及び第3項の規定による通知等（別表第1号の表1の項(2)、2の項(3)及び3の項(3)に掲げる事務に係るものを除く。）		
	(2) 法第97条第2項及び第3項の規定による通知等（別表第1号の表1の項(3)、2の項(5)及び3の項(5)に掲げる事務に係るものを除く。）		
5	〔略〕	〔略〕	〔略〕
6	〔略〕	〔略〕	〔略〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の文化財保護条例別表第1号の表の左欄に掲げる事務に係る文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定により教育委員会が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」と

いう。) 前に法の規定により教育委員会に対してなされた届出その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の教育委員会(当該市町村が法第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該市町村の長。以下同じ。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の規定の適用については、当該市町村の教育委員会の行った処分その他の行為又は当該市町村の教育委員会に対してなされた届出その他の行為とみなす。

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

(宮城県県税条例の一部改正)

第1条 宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方消費税の納税義務者等)</p> <p>第51条の2 地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除さ</p>	<p>(地方消費税の納税義務者等)</p> <p>第51条の2 地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除さ</p>

れる事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託等の受託者にあっては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。）については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2～4 [略]

附 則

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第9条の2 平成23年度から令和12年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第28条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,200円を加算した額とする。

れる事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあっては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。）については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2～4 [略]

附 則

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第9条の2 平成23年度から令和7年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第28条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,200円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第9条の3 平成23年4月1日から令和13年3月31日までの間に法第52条第2項各号に定める日が到来する同項各号に掲げる法人（第22条第2項において法人とみなされるものを含む。）の均等割の税率は、第28条の2第1項の規定にかかわらず、同項に定める均等割の額に、当該均等割の額に100分の10を乗じて得た額をそれぞれ加算した額とする。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第9条の3」とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第9条の3 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に法第52条第2項各号に定める日が到来する同項各号に掲げる法人（第22条第2項において法人とみなされるものを含む。）の均等割の税率は、第28条の2第1項の規定にかかわらず、同項に定める均等割の額に、当該均等割の額に100分の10を乗じて得た額をそれぞれ加算した額とする。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第9条の3」とする。

第2条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)
第27条 [略]	第27条 [略]
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託（同法附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた信託を含む。）の信託財産とするために支出するものその他規則で定めるもの

2 [略]

附 則

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第12項まで及び第13項（同条第14項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により県の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出するものその他規則で定めるもの

2 [略]

附 則

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条

第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3第1項に規定するところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3第1項に規定するところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

（宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 宮城県県税条例の一部を改正する条例（平成19年宮城県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 [略] (経過措置)	1 [略] (経過措置)

2 改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）第22条、第38条、第39条、第41条、第43条及び第51条の2並びに附則第9条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

2 改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）第22条、第38条、第39条、第41条、第43条及び第51条の2並びに附則第9条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和9年1月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第2条の規定による改正後の宮城県県税条例第27条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定により知事の認可」とあるのは「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により県の許可」と、「第2条第1項第1号」とあるのは「第1条」と、「公益信託（同法附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた信託を含む。）」とあるのは「公益信託」とする。

(地方消費税に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の宮城県県税条例第51条の2第1項の規定は、令和8年4月1日以後に効力が生ずる公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託（同法附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
(市町村が処理する事務の範囲等)	(市町村が処理する事務の範囲等)																				
第2条 [略]	第2条 [略]																				
<table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>市 町 村</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>8の5 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（県営土地改良事業で法第89条の2第9項の規定による換地処分を伴うもの（同条第11項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。）に限る。） (1) 法第89条の2第10項において準用する法第54条の3の規定による清算金の徴収及び支払等 (2) 法第123条第1項の規定による清算金の供託等</td><td>仙台市 山元町</td></tr><tr><td>8の6 [略] (1)・(2) [略] (3) <u>法第96条の規定による認可等（管理規程に係るものに限る。）</u> (4)～(6) [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	事 務	市 町 村	[略]	[略]	8の5 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（県営土地改良事業で法第89条の2第9項の規定による換地処分を伴うもの（同条第11項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。）に限る。） (1) 法第89条の2第10項において準用する法第54条の3の規定による清算金の徴収及び支払等 (2) 法第123条第1項の規定による清算金の供託等	仙台市 山元町	8の6 [略] (1)・(2) [略] (3) <u>法第96条の規定による認可等（管理規程に係るものに限る。）</u> (4)～(6) [略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>市 町 村</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>8の5 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（県営土地改良事業で法第89条の2第9項の規定による換地処分を伴うもの（同条第11項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。）に限る。） (1) 法第89条の2第10項において準用する法第54条の3の規定による清算金の徴収及び支払等 (2) 法第123条第1項の規定による清算金の供託等</td><td>山元町</td></tr><tr><td>8の6 [略] (1)・(2) [略] (3)～(5) [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	事 務	市 町 村	[略]	[略]	8の5 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（県営土地改良事業で法第89条の2第9項の規定による換地処分を伴うもの（同条第11項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。）に限る。） (1) 法第89条の2第10項において準用する法第54条の3の規定による清算金の徴収及び支払等 (2) 法第123条第1項の規定による清算金の供託等	山元町	8の6 [略] (1)・(2) [略] (3)～(5) [略]	[略]	[略]	[略]
事 務	市 町 村																				
[略]	[略]																				
8の5 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（県営土地改良事業で法第89条の2第9項の規定による換地処分を伴うもの（同条第11項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。）に限る。） (1) 法第89条の2第10項において準用する法第54条の3の規定による清算金の徴収及び支払等 (2) 法第123条第1項の規定による清算金の供託等	仙台市 山元町																				
8の6 [略] (1)・(2) [略] (3) <u>法第96条の規定による認可等（管理規程に係るものに限る。）</u> (4)～(6) [略]	[略]																				
[略]	[略]																				
事 務	市 町 村																				
[略]	[略]																				
8の5 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（県営土地改良事業で法第89条の2第9項の規定による換地処分を伴うもの（同条第11項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。）に限る。） (1) 法第89条の2第10項において準用する法第54条の3の規定による清算金の徴収及び支払等 (2) 法第123条第1項の規定による清算金の供託等	山元町																				
8の6 [略] (1)・(2) [略] (3)～(5) [略]	[略]																				
[略]	[略]																				

20の3 [略]	[略]	20の3 [略]	[略]
20の4 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事及び法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。) (1) 法第18条第1項及び第2項の規定による中間検査等 (2) 法第19条第1項の規定による報告の受理 (3) 法第24条第1項の規定による立入検査 ((1)に掲げる中間検査に係るものに限る。) (4) 法第37条第1項及び第2項の規定による中間検査等 (5) 法第38条第1項の規定による報告の受理 (6) 法第43条第1項の規定による立入検査 ((4)に掲げる中間検査に係るものに限る。)	大崎市		
[略]	[略]	[略]	[略]
34の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (以下この項において「法」という。)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 (以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等(鳥獣の管理のための鳥獣(ツキノワグマ(住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地域に出現したものに限る。)に限る。)の捕獲等(緊急に行う必要があるものに限る。以下この項において「捕獲等」という。)に係るものに限る。) (2) 法第10条第1項の規定による命令(法第9条第1項の規定に違反して許可を受けないでした捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。) (3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し((1)に掲げる許可に係るものに限る。)	仙台市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 南三陸町	34の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (以下この項において「法」という。)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 (以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等(鳥獣の管理のための鳥獣(ツキノワグマ(住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地域に出現したものに限る。)に限る。)の捕獲等(緊急に行う必要があるものに限る。以下この項において「捕獲等」という。)に係るものに限る。) (2) 法第10条第1項の規定による命令(法第9条第1項の規定に違反して許可を受けないでした捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。) (3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し((1)に掲げる許可に係るものに限る。)	仙台市 白石市 名取市 岩沼市 栗原市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 利府町 大和町 大衡村 色麻町 加美町

(4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。)		(4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。)	
[略]	[略]	[略]	[略]
34の9 [略]	[略]	34の9 [略]	[略]
34の9の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第7条第4項の規定による同意(法第8条第4項において準用する場合を含む。) (法第7条第4項第1号に掲げる行為(同条第9項第1号に掲げる行為を除く。)に係るものに限る。) (2) 法第7条第11項の規定による意見の聴取(法第8条第4項において準用する場合を含む。) ((1)に掲げる同意に係るものに限る。)	仙台市	34の9の2 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第18条第2項第1号又は第2号に規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。) (1) 法第18条第1項の規定による認可 (2) 法第18条第7項の規定による通知等	角田市 多賀城市 岩沼市 大崎市 七ヶ宿町 村田町 柴田町 利府町 大和町 大衡村 涌谷町 美里町 南三陸町
34の9の3 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第18条第2項第1号又は第2号に規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。) (1) 法第18条第1項の規定による認可 (2) 法第18条第7項の規定による通知等		34の9の2 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第18条第2項第1号又は第2号に規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。) (1) 法第18条第1項の規定による認可 (2) 法第18条第7項の規定による通知等	角田市 多賀城市 岩沼市 大崎市 七ヶ宿町 村田町 柴田町 利府町 大和町 大衡村 美里町 南三陸町
34の9の4 [略]	[略]	34の9の3 [略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
35 県立自然公園条例(昭和34年宮城県条例第20号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第10条第3項、第5項、第6項及び第9項の規定による許可等(特定開発行為(面積が1ヘクタール以上の開発に係る行為(道路の新	仙台市	35 削除	

築及び木竹の伐採を除く。)、鉱業法（昭和25年法律第289号）の適用を受ける鉱物の掘採、採石法（昭和25年法律第291号）の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、2車線以上かつ延長が1,000メートル以上の道路の新築、高さが50メートル又は地上部分の容積が3万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後ににおいて当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）及び第1種特別地域（自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の12第1号に規定する地域をいう。）における道路の新築をいう。（8）及び（9）において同じ。）に係るものを除く。）

- (2) 条例第10条第7項の規定による届出の受理
- (3) 条例第12条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定による届出の受理等（特定開発行為（面積が20ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法の適用を受ける鉱物の掘採、採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為をいう。（11）において同じ。）に係るものを除く。）
- (4) 条例第13条第1項及び第2項の規定による命令等（（1）及び（3）に掲げる許可等に係るものに限る。）
- (5) 条例第14条第1項の規定による報告の徴収（（1）及び（3）に掲げる許可等に係るものに限る。）
- (6) 条例第14条第2項の規定による立入検査等（（1）、（3）及び（4）に掲げる許可等に係るものに限る。）
- (7) 条例第18条第1項、第3項及び第4項の規定による補償等（（1）及び（3）に掲げる許可等に係るものに限る。）
- (8) 条例第18条の2第1項の規定による協議（特定開発行為に係るものを除く。）
- (9) 条例第18条の2第2項の規定による通知（条例第10条第5項又は第6項の規定による届出の例による通知に限る。）の受理（特定開発行為に係るものを除く。）

<p>(10) 条例第18条の2第2項の規定による通知 (条例第10条第7項の規定による届出の例による通知に限る。) の受理 (11) 条例第18条の2第2項及び第3項の規定による通知 (条例第12条第1項の規定による届出の例による通知に限る。) の受理等 (特定開発行為に係るものを除く。)</p>							
[略]	[略]			[略]			
39の3 [略]	[略]			39の3 [略]			
<p>39の4 自然環境保全条例 (昭和47年宮城県条例第25号。以下この項において「条例」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第18条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定による許可等 (2) 条例第19条第2項の規定による届出の受理 (3) 条例第20条第3項第7号及び同条第6項の規定による許可等 (4) 条例第21条第1項、第3項から第5項まで及び第7項の規定による届出の受理等 (5) 条例第22条の規定による命令 (条例第27条において準用する場合を含む。) (6) 条例第26条第1項、第3項から第5項まで及び第7項の規定による届出の受理等 (7) 条例第34条第1項の規定による報告の徴収 (8) 条例第35条第1項の規定による立入調査 ((1)から(6)までに掲げる許可等に係るものに限る。) (9) 条例第36条の規定による補償 (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	仙台市						
[略]	[略]			[略]			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年宮城県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2（第5条関係）</p> <p><u>(1) 虐待等の禁止</u></p> <p><u>職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(1)の2</u> [略]</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>(11) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用 ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、<u>第9条、第9条の3、第11条</u>（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、</p>	<p>別表第2（第5条関係）</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)～(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用 ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、<u>第9条から第9条の3まで</u>、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14</p>

第14条の3第1項及び第4項、第32条第8号、第32条の2（後段を除く。）並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	[略]	[略]
第9条	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

イ [略]

(12)・(13) [略]

条の2、第14条の3第1項及び第4項、第32条第8号、第32条の2（後段を除く。）並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	[略]	[略]
第9条	[略]	[略]
第9条の2	<u>入所中の児童</u>	<u>園児</u>
	<u>当該児童</u>	<u>当該園児</u>
[略]	[略]	[略]

イ [略]

(12)・(13) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年宮城県条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第9条 児童福祉施設の従業者は、入所している児童に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第9条 児童福祉施設の従業者は、入所している児童に対し、法 <u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例

簡易給水施設等の規制に関する条例（昭和50年宮城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(小規模水道に係る水質検査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 小規模水道の布設者は、前項の規定による水質検査に関する書類（<u>その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第14条第1項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。</u>）を3年間保存しなければならない。</p>	<p>(小規模水道に係る水質検査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 小規模水道の布設者は、前項の規定による水質検査に関する書類を3年間保存しなければならない。</p>
<p>(水質試験の項目等)</p> <p>第11条の2 第5条第2項及び第6条第1項に規定する水質試験</p>	<p>(水質試験の項目等)</p> <p>第11条の2 第5条第2項及び第6条第1項に規定する水質試験</p>

は、水源の水について、水質基準表中1の項から21の項まで及び33の項から52の項までの上欄に掲げる事項について行うものとする。

2 第7条第1項の場合の水質検査（小規模水道に係るものに限る。）は、給水栓における水について、水質基準表中1の項、2の項、9の項、11の項、22の項から32の項まで、39の項及び47の項から52の項までの上欄に掲げる事項について行うものとし、知事があらかじめ指示したときは、その指示された事項についても行うものとする。

3 第7条第1項の場合の水質検査（小規模水道に係るものを除く。）並びに第9条第1項本文、同項第1号及び第2号並びに前条第2項の場合の水質検査は、給水栓における水について、水質基準表中1の項、2の項、9の項、11の項、39の項及び47の項から52の項までの上欄に掲げる事項について行うものとし、知事があらかじめ指示したときは、その指示された事項についても行うものとする。

4・5 [略]

は、水源の水について、水質基準表中1の項から20の項まで及び32の項から51の項までの上欄に掲げる事項について行うものとする。

2 第7条第1項の場合の水質検査（小規模水道に係るものに限る。）は、給水栓における水について、水質基準表中1の項、2の項、9の項、11の項、21の項から31の項まで、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項について行うものとし、知事があらかじめ指示したときは、その指示された事項についても行うものとする。

3 第7条第1項の場合の水質検査（小規模水道に係るものを除く。）並びに第9条第1項本文、同項第1号及び第2号並びに前条第2項の場合の水質検査は、給水栓における水について、水質基準表中1の項、2の項、9の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項について行うものとし、知事があらかじめ指示したときは、その指示された事項についても行うものとする。

4・5 [略]

(報告の徴収及び立入検査)

第14条 知事は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するためには必要があると認めるときは、小規模水道の布設者等から小規模水道の布設若しくは管理について必要な報告を求め、又はその職員に、小規模水道の工事現場、事務所若しくは小規模水道施設若しくは小規模水道の用に供する施設の在る場所に立ち入り、工事の施行状況、小規模水道施設、小規模水道の用に供する施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。)を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2・3 [略]

(報告の徴収及び立入検査)

第14条 知事は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するためには必要があると認めるときは、小規模水道の布設者等から小規模水道の布設若しくは管理について必要な報告を求め、又はその職員に、小規模水道の工事現場、事務所若しくは小規模水道施設若しくは小規模水道の用に供する施設の在る場所に立ち入り、工事の施行状況、小規模水道施設、小規模水道の用に供する施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2・3 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和35年宮城県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(建築許可等の手数料)</p> <p>第19条 [略]</p> <table border="1"><tr><td>納 入 義 務 者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>36の 5 令<u>第137条の12第11項</u>の規定により法第43条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>36の 6 令<u>第137条の12第12項</u>の規定により法第44条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	納 入 義 務 者	[略]	[略]	[略]	36の 5 令 <u>第137条の12第11項</u> の規定により法第43条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]	36の 6 令 <u>第137条の12第12項</u> の規定により法第44条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]	[略]	[略]	<p>(建築許可等の手数料)</p> <p>第19条 [略]</p> <table border="1"><tr><td>納 入 義 務 者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>36の 5 令<u>第137条の12第 6 項</u>の規定により法第43条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>36の 6 令<u>第137条の12第 7 項</u>の規定により法第44条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	納 入 義 務 者	[略]	[略]	[略]	36の 5 令 <u>第137条の12第 6 項</u> の規定により法第43条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]	36の 6 令 <u>第137条の12第 7 項</u> の規定により法第44条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]	[略]	[略]
納 入 義 務 者	[略]																				
[略]	[略]																				
36の 5 令 <u>第137条の12第11項</u> の規定により法第43条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]																				
36の 6 令 <u>第137条の12第12項</u> の規定により法第44条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]																				
[略]	[略]																				
納 入 義 務 者	[略]																				
[略]	[略]																				
36の 5 令 <u>第137条の12第 6 項</u> の規定により法第43条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]																				
36の 6 令 <u>第137条の12第 7 項</u> の規定により法第44条 第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]																				
[略]	[略]																				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。